

平成 30（2018）年度
北欧・オーストラリアにおける
育児と母乳育児支援の実態調査
報告書

平成 30（2018）年～令和 3（2021）年度
JSPS 科研費 JP18H03100
基盤研究（B）
女性活躍推進時代に働く女性と男性の
地域包括子育て母乳育児支援プラットフォーム構築

平成 31（2019）年 3 月

研究代表者 井村 真澄
日本赤十字看護大学

目次

第1部 調査の概要	6
1. 調査の目的	6
2. 調査の内容	6
3. 調査実施期間	6
4. 調査実施機関	6
5. 調査方法	6
第2部 調査結果	7
1. フィンランド	7
(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針	7
ア 母乳育児に関する法	7
イ 全国授乳推進行動プログラム	9
ウ 母乳育児率	10
エ 推奨内容	17
オ ネウボラでの運用例	18
(2) 保育施設や職場での支援に関して、国として推奨・義務づけている支援・制度等の 内容	19
(3) 保育施設による母乳育児支援の内容や方針	21
ア 保育時間内に母親に代わって授乳するための母乳の持込・保管方法の工夫や母 親が保育施設に授乳に来るといような制度や対応	23
イ 保育時間外の授乳に関する母乳育児促進のための指導や啓発活動	23
ウ その他、保育施設として、施設の専門職員(保健士、助産師、保育士など)がペ レント、家族等に対して行う母乳関連の支援	24
(4) 職場での母乳育児支援の内容や方針（授乳室の設置など）	24
2. スウェーデン	27
(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針	27
ア 子育て支援	27
(ア) 子育てシステム	27
(イ) 経済的家庭支援	28
(ウ) 働く養育者への支援制度	29
イ 母乳育児支援	31
(ア) 母乳育児支援システム	31
(イ) 母乳代用品の規制	33

(ウ) 母乳支援政策.....	33
(エ) 妊娠期及び出産時ケアの質の向上.....	34
(オ) 母乳育児率推移.....	35
(2) 保育施設での母乳育児支援の内容や方針.....	38
ア 保育施設におけるケア	38
(3) 職場での母乳育児支援の内容や方針（授乳室の設置など）	39
3. ノルウェー	41
(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針.....	41
ア 子育て支援	41
(ア) 子育てシステム	41
(イ) 家庭への経済支援	42
(ウ) 働く養育者への支援制度	42
イ 母乳支援	43
(ア) 母乳支援システム	43
(イ) 母乳代用品の規制	46
(ウ) 母乳育児推進政策	46
(エ) 母乳育児推進 情報提供	47
(オ) 保健システムと保健従事者トレーニング	48
(カ) その他政策・支援	48
(キ) 母乳育児率推移.....	49
(2) 保育施設での母乳育児支援の内容や方針.....	51
ア 概要	51
イ 保育施設におけるケア	51
(3) 職場での母乳育児支援の内容や方針（授乳室の設置など）	54
4. オーストラリア	55
(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針.....	55
ア 国（オーストラリア連邦）の方針.....	55
(ア) オーストラリア保健省	55
(イ) 乳幼児の食に関するガイドライン	56
イ 法制度にみられる支援策.....	57
ウ オーストラリアにおける母乳育児の実態調査.....	58
エ オーストラリア首都特別地域（ACT）	61
オ ニューサウスウェールズ州（NSW）	62
(2) 保育施設や職場での支援に関して、国として推奨・義務づけている支 援・制度等の	

内容	63
(3) 保育施設による母乳育児支援の内容や方針.....	66
ア 保育時間内に母親に代わって授乳するための母乳の持込・保管方法の工夫や母親が保育施設に授乳に来るといような制度や対応.....	66
イ 保育時間外の授乳に関する母乳育児促進のための指導や啓発活動.....	67
(4) 職場での母乳育児支援の内容や方針（授乳室の設置など）	68
ア 教育機関	68
イ 国会議事堂	69
ウ 職業組合（教職員組合）	69
エ その他.....	70
(5) その他の母乳育児支援の取組.....	70
ア 医療従事者のための母乳育児教育の改善	70
イ 乳児に優しい病院作り	71
ウ WHO コードの実施	71
エ 改善された育児休暇の方針.....	72
オ さらに母乳育児に優しい職場	72
カ 母乳育児の標準化（Normalise Breastfeeding）	72

第1部 調査の概要

1. 調査の目的

日本でも女性就労率の増加により授乳期の女性が就労する機会が増えており、就労しながら母乳育児を継続するには家族や周囲のサポート、職場や保育所での適切な支援が必要との認識から、母乳育児支援が充実しているとみられる北欧諸国やオーストラリアでどのような支援が行われているのかを調査することで、わが国での支援に活かしたい。

2. 調査の内容

(1) 調査対象国

フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、オーストラリアの計4か国

(2) 主要調査項目

1. 母乳育児支援・子育て支援全般（フィンランドのネウボラなど）に関する国の方針
2. 保育施設や職場での支援に関して、国として推奨・義務づけている支援・制度等の内容
3. 保育施設による母乳育児支援の内容や方針
4. 職場での母乳育児支援の内容や方針（授乳室の設置など）

(3) 文献等調査の実施

上記の調査対象国について、上記の調査項目及び受注者提案の調査項目に関し、文献や公的機関のインターネットサイト等を詳細に調査し、必要な情報を収集する。場合によりメール等での問合せや電話等でのインタビュー等を含む可能性あり

3 調査実施期間

契約締結日～2019年3月29日

4. 調査実施機関

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社

5. 調査方法

現地調査員による調査

第2部 調査結果

1. フィンランド

(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針¹

ア 母乳育児に関する法

1981年、WHO（世界保健機関）と UNICEF（国連児童基金）は、母乳育児促進のため、人工乳の宣伝販売を規制し、これに関する製造業者や保健当局の責任を明示する「母乳代用品の販売流通に関する国際基準²」（以下、「WHO コード」）を定め、勧告として採択している。フィンランドは WHO コードを批准していないが、「乳児用調整乳およびフォローオン調整乳に関する通商産業省令」（1216/2007）及び「乳幼児の摂食に関する情報に関する社会保健省令」（267/2010）の2つの国内法でミルクの宣伝販売や包装表示等を規制している³。「乳児用調整乳およびフォローオン調整乳に関する通商産業省令」（1216/2007）は、WHO コードを踏まえ、EU 加盟国でその実施を後押しするための、現行 EU 指令（乳児用調整乳及びフォローオン調整乳に関する 2006 年委員会指令 2006/141/EU）⁴を国内法として整備したものである。2010 年より、この省令の要件を満たさない乳児用調整乳及びフォローオン調整乳は、販売、流通が禁止されている。この省令そのものに罰則の記載はないが、上市にあたって製品のパッケージ表示見本を国内当局に提出することが義務付けられており、実質的に適切な表示のある製品しか上市できないことをもって拘束力が担保されている。また、上位法令

¹ 調査手法：管轄する国立保健福祉研究所（THL）が公表しているウェブサイトの情報や授乳推進行動プログラム文書の内容を精査した。キーワード：imetys（授乳/母乳育児）、imetys Suomessa（フィンランドにおける母乳育児）、imetysohjaus（母乳育児指導）、THL（国立保健福祉研究所）synnytyssairaala（産院）。以下、脚注の（ ）内にそれぞれの検索キーワードを補足した。

² 1981 年の母乳代用品の販売流通に関する国際基準（WHO コード：International Code of Marketing of Breast-Milk Substitutes）<https://www.who.int/nutrition/publications/infantfeeding/9241541601/en/>
これについては 4. オーストラリアの（5）ウでも述べる。

³ 参考：国立保健福祉研究所（THL、次項イ参照）（WHO コードについて）：
<https://thl.fi/fi/web/lapset-nuoret-ja-perheet/peruspalvelut/aitiys-ja-lastenneuvola/vauvamyonteisyys-ja-vauvamyonteisyssertifikaatti/vauvamyonteisyyden-kriteerit/korvikekoodi>
・乳児用調整乳およびフォローオン調整乳に関する通商産業省令（1216/2007）2008 年 1 月 1 日施行。
（Kauppa- ja teollisuusministeriön asetus äidinmaidonkorvikkeesta ja vierotusvalmisteesta）：
<https://www.finlex.fi/fi/laki/smur/2007/20071216>
・乳幼児の摂食に関する情報に関する社会保健省令（267/2010）（Sosiaali- ja terveysministeriön asetus imeväisen ja pikkulapsen ruokintaa koskevasta tiedotusaineistosta）：
<https://www.finlex.fi/fi/laki/smur/2010/20100267>

⁴ 乳児用調整乳及びフォローオン調整乳に関する 2006 年委員会指令 2006/141/EU（Commission Directive 2006/141/EC of 22 December 2006 on infant formulae and follow-on formulae and amending Directive 1999/21/EC）
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32006L0141>
乳児用調整乳及びフォローオン調整乳の成分・原料、販売上の名称およびラベル表示、宣伝の制限、一般への配布やプロモーションの禁止、乳児向け栄養に関する適正かつ母乳優先の情報提供、上市に際しての管轄当局への通知、ならびに加盟国国内法への反映などが規定されている。

である食品法（Elintarvikelaki, 2006/23）⁵第10章に存在する食品全般の宣伝や表示等に関する罰則規定により、刑法（Rikoslaki, 19.12.1889/39）⁶第44章第1節（健康に係る犯罪）に基づく禁錮刑または罰金刑に処せられる可能性がある。

本通商産業省令（1216/2007）が規定しているのは、主に次の事項である。

- ・乳児用調整乳の成分に関する要件
- ・栄養素
- ・夾雑物、微生物学的品質、および残留農薬など
- ・販売する際の名称（infant formulas または follow-on formulas⁷）
- ・ラベル規制（パッケージ表示（表記、画像の使用など）、必須栄養表示、自主的栄養表示）
- ・乳児用調整乳の宣伝規制
- ・販売流通上の規制（一般向けサンプル配布や値引き、割引クーポン等の禁止）
- ・EU加盟国における上市に際しての当該加盟国管轄当局への通知義務（パッケージ表示見本の提出義務）

「乳幼児の摂食に関する情報に関する社会保健省令」（267/2010）は、乳幼児の摂食に関連する情報（資料）の内容及び配布について定めたもので、主に次の事項について規定している。

- ・乳児用調整乳及びフォローオン調整乳に関して製造業者及び販売業者が医療関係者へ提供する資料の内容
- ・乳児用臨床栄養学的資料の内容
- ・保健福祉研究所⁸による、乳児の栄養に関する商品資料の承認
- ・見本品及び営業用資料の配布ならびに商品の無料配布等の制限
- ・乳児用調整乳およびフォローオン調整乳のパッケージ表示及びラベルの栄養表示をインターネットで情報提供する際の条件

本社会保健省令についても、上位法令である食品法（Elintarvikelaki, 2006/23）第10章の食品全般の宣伝や表示等に関する罰則規定に基づき、刑法（Rikoslaki,

⁵ 食品法：<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2006/20060023#L10P79>

⁶ 刑法：<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1889/18890039001#L44>

⁷ 本報告書ではそれぞれ「乳児用調整乳」、「フォローオン調整乳」としている。いずれも粉ミルクの一般使用は非常にまれであり、通常は液体ミルクを指す。

⁸ 保健福祉研究所（THL、Terveyden ja hyvinvoinnin laitos）については次項イ参照

1889/39) 第44章第1節(健康に係る犯罪)に基づく禁錮刑または罰金刑に処せられる可能性がある。

イ 全国授乳推進行動プログラム

フィンランドでは、フィンランド社会保健省の管轄下にある開発庁である国立保健福祉研究所⁹(THL、Terveyden ja hyvinvoinnin laitos)によって、2009年に初めての全国レベルの授乳推進行動プログラム(Imetyksen edistäminen Suomessa Toimintaohjelma 2009–2012)が策定されており¹⁰、最新版は2018年～2022年となっている¹¹。

この最新の「全国授乳推進行動プログラム 2018～2022 (Kansallinen imetyksen edistämisen toimintaohjelma vuosille 2018-2022)」は、妊娠・出産・子育ての過程で乳児のいる家庭と直接接する医療保健従事者とその上司、研修担当者、関連分野の研究者、学生などを中心に、間接的に関連のある社会福祉分野の職員、団体、教会教区、義務教育や後期中等教育の教育関係者も活用できるものとして、フィンランド全体に母乳育児の重要性を周知し、政策決定者にも働きかけを行う、赤ん坊や子育てに肯定的な社会を醸成することを目的とするものである¹²。

同プログラムでは、WHOの授乳に関する勧告などを基盤に、フィンランドが世界でトップの授乳推進国となることを目指し、妊娠中の母親から出産、就学までの子育て、また子どもの身体的、精神的、社会的成長と発達をフォローアップしていく無償の健診・相談システムであるネウボラにおける授乳指導のさらなる一貫化や、関係する医療保健従事者の研修の強化など、国としての推進事項を次の8項目にわたって掲げている。

- (1) 子どもの健康な成長と発達の前提条件を、乳幼児の栄養摂取の面から支援する
- (2) 母親と家族の希望に応じて授乳するための準備性と可能性を改善する
- (3) フィンランドにおける授乳、完全母乳育児の期間をWHOの勧告レベルまで長期化する
- (4) 授乳で生じる社会経済的な格差を緩和する(注: フィンランドでは、高学歴の母親の方が子どもへの授乳期間が長いことが判明しており、高学歴の母親の8割は子どもが月齢6か月になるまで授乳するが、低学歴の親では20%に過ぎない)

⁹ Terveyden ja hyvinvoinnin laitos <https://thl.fi/fi>

¹⁰ フィンランド授乳推進行動プログラム 2009-2012 (Imetyksen edistäminen Suomessa Toimintaohjelma 2009–2012) : <https://thl.fi/documents/10531/104907/Raportti%202009%2032.pdf>

¹¹ 全国授乳推進行動プログラム 2018～2022 (Kansallinen imetyksen edistämisen toimintaohjelma vuosille 2018-2022: <http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

¹² 全国授乳推進行動プログラム 2018～2022 (プログラムの目的) : <http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

い¹³⁾

- (5) 授乳が健康にもたらすよい影響に関する公衆の知識を高め、授乳に対する肯定的な対応を促進する
- (6) 授乳の促進のため、さまざまな専門家や関係者の協力を高める
- (7) 授乳を支援することにより、健康と福利の促進を強化する
- (8) 持続可能な開発を支援する

国立保健福祉研究所（THL）は、授乳の意義について、「母乳は乳児（「原文は Baby/Vauva」）にとって理想的な栄養である。母乳には乳児に必要な栄養が、適切な割合かつ吸収しやすい形で含まれている。また、授乳は呼吸器の炎症や中耳炎、腸の疾患から保護する働きも持つ。授乳には、長期的な成人にまでおよぶ健康への影響が証明されている¹⁴⁾」と言及している。

フィンランドでは、子どもの出生から1時間以内に授乳を開始すること、完全母乳育児を4～6か月実践することが推奨されている。また、月齢4～6か月の完全母乳育児期間中に、子どもの準備性に応じて授乳と並行して固形食物（つぶした状態等のもの）に移行すること、授乳は1歳まで継続するが、家庭の意向によってはそれ以上継続してもよいとされている¹⁵⁾。

ウ 母乳育児率

フィンランドにおける母乳育児率は時代によって大きく変動しており、1970年代には母親の間の母乳育児の人気低下や人工乳の宣伝販売¹⁶⁾などを背景に、母乳育児率が10%以下にまで低下したものの（グラフ1）¹⁷⁾、その後人気は回復している。

2010年の時点で、フィンランドでは月齢6か月までの授乳率は66%、完全母乳

¹³⁾ 全国授乳推進行動プログラム 2018~2022（社会経済的要因が授乳にもたらす影響）：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

¹⁴⁾ 国立保健福祉研究所（母乳育児）：<https://thl.fi/fi/web/lastenneuvolakasikirja/tietopaketti/imety>

¹⁵⁾ 全国授乳推進行動プログラム 2018-2022（授乳の開始時期と期間）：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

¹⁶⁾ (1) アにて言及したように、1981年に母乳代用品の販売流通に関する国際基準（WHOコード）（International Code of Marketing of Breast-Milk Substitutes）がWHOとUNICEFで承認された後、フィンランドでは以下の2つの国内法が制定されており、ミルクの宣伝販売や包装表示等が国内法によって規制されている（WHOコードは批准していない）。

1. 母乳代替品およびフォローオン調整乳に関する通商産業省令（1216/2007）（Kauppa- ja teollisuusministeriön asetus äidinmaidonkorvikkeesta ja vierotusvalmisteesta）：
<https://www.finlex.fi/fi/laki/smur/2007/20071216>

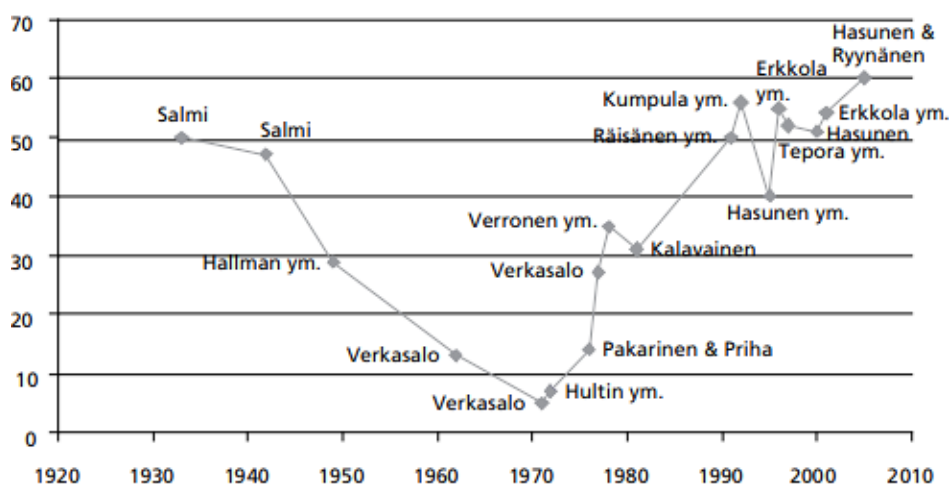
2. 乳幼児の摂食に関する情報に関する社会保健省令（267/2010）（Sosiaali- ja terveysministeriön asetus imeväisen ja pikkulapsen ruokintaa koskevasta tiedotusaineistosta）：
<https://www.finlex.fi/fi/laki/smur/2010/20100267>

WHO：<https://www.who.int/nutrition/publications/infantfeeding/9241541601/en/>

¹⁷⁾ フィンランド授乳推進行動プログラム 2009-2012（1970年代の授乳育児率低下）：
<https://thl.fi/documents/10531/104907/Raportti%202009%2032.pdf>

は9%で、生後1年の時点で子どもの3分の1が母乳を摂取していた¹⁸（表およびグラフ1）。2009年から2011年の間の平均的な授乳期間は7～8か月、完全母乳育児は平均2か月程度であった¹⁹。2010年の産院における母親の母乳のみによる授乳率は27%で、71%が母乳バンクの母乳やミルクなどを追加して母親の授乳を補完しており、完全または一部母乳育児を合計した割合は98%であった²⁰（グラフ4）。2018年現在、フィンランドは、欧州の中では最も長期にわたって授乳が行われている国の一つだが、出生後1時間以内という早期段階からの授乳支援や、少なくとも月齢4か月までの完全母乳の継続に関しては課題があるとされている²¹。

グラフ1：フィンランドの複数の研究調査における生後6か月間の母乳育児率²²



1933年～2005年（単位：％、年）

（グラフ内の文字は、脚注14に記載した出典を示し、完全・一部母乳育児の内訳は不明。）

¹⁸ 2010年の調査結果。全国授乳推進行動プログラム2018-2022（母乳育児率）：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

¹⁹ 2016年の調査結果。全国授乳推進行動プログラム2018-2022（母乳育児率）：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

²⁰ フィンランドの乳児栄養2010（Imeväisten ruokinta Suomessa 2010）（国立保健福祉研究所）（産院における栄養）：<https://thl.fi/documents/10531/95751/Raportti%202012%208.pdf>

²¹ 全国授乳推進行動プログラム2018-2022：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

²² フィンランド授乳推進行動プログラム2009-2012（フィンランドにおける母乳育児の状況）：
<https://thl.fi/documents/10531/104907/Raportti%202009%2032.pdf>（出典：Salmi 1944; Hallman ym. 1952; Hultin ym. 1977; Verkasalo 1980; Verronen ym. 1981; Kalavainen 1984; Pakarinen & Priha 1984; Kumpula ym. 1994; Hasunen 1996; Räsänen ym. 1998; Tepora ym. 1999; Hasunen 2002; Erkkola ym. 2005; Erkkola ym. 2006; Hasunen & Rynänen 2006）。ただし、各出典における完全・一部母乳育児の内訳は記載なし。

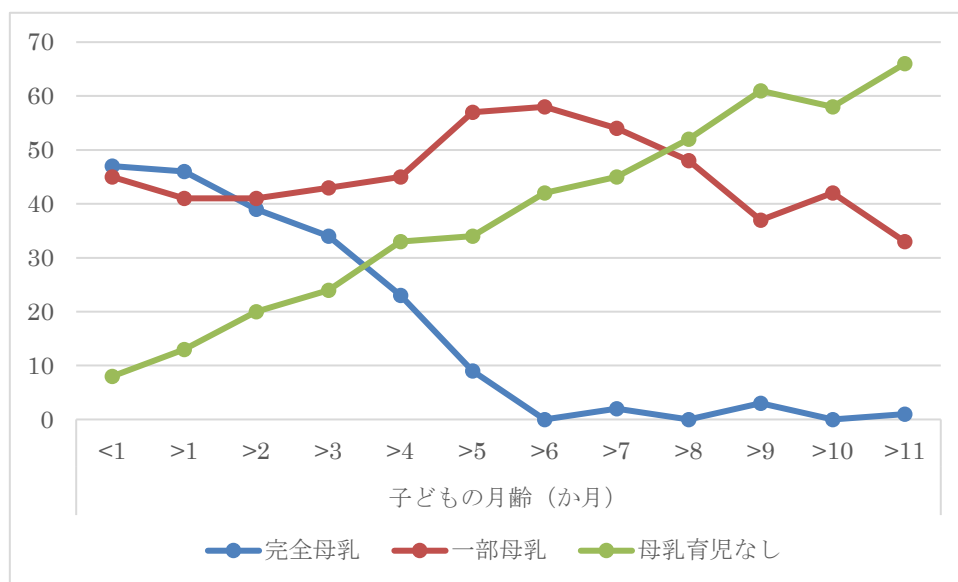
第2部 調査結果
1. フィンランド

以下は、国立保健福祉研究所（THL）による 2010 年の月齢ごとの母乳育児率データである。

表 1：フィンランドにおける月齢別母乳育児率²³（2010 年、単位：％）

	子どもの月齢（か月）											
	<1	>1	>2	>3	>4	>5	>6	>7	>8	>9	>10	>11
完全母乳	47	46	39	34	23	9	0	2	0	3	0	1
一部母乳	45	41	41	43	45	57	58	54	48	37	42	33
母乳育児なし	8	13	20	24	33	34	42	45	52	61	58	66

グラフ 2：フィンランドにおける月齢別母乳育児率²⁴（2010 年、単位：％）



²³ 子どもの栄養履歴全体を考慮して集計した数字。フィンランドの乳児栄養 2010（国立保健福祉研究所）：<https://thl.fi/documents/10531/95751/Raportti%202012%208.pdf>

12 ヶ月以降の母乳育児率のデータについては、PubMed, CINAHL ほか、WHO など国際機関の調査結果を検索したが、現時点では確認できない。

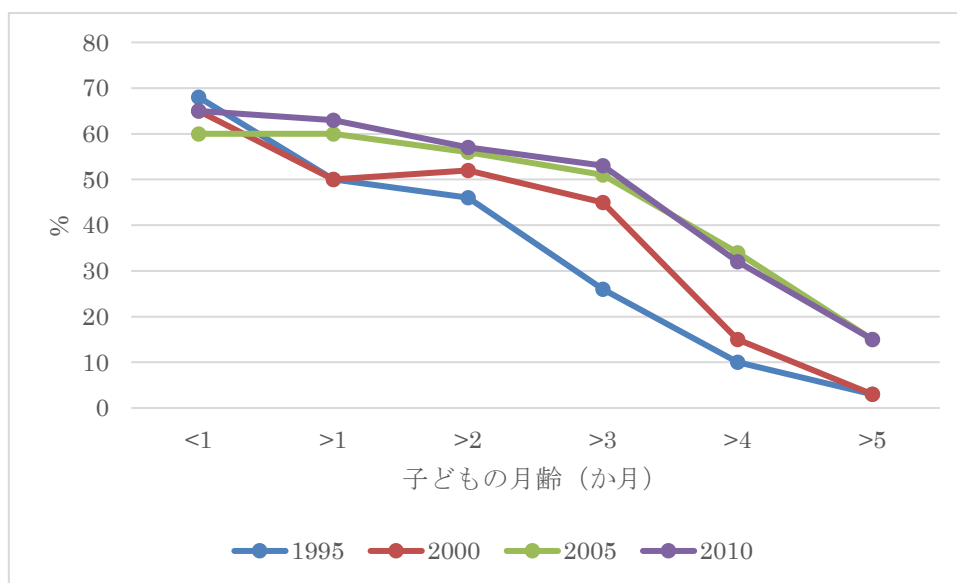
²⁴ 表 1 をもとに筆者作成。

同じく国立保健福祉研究所（THL）による、完全母乳の経年変化のデータは下記の通りである。

表2：月齢別完全母乳育児率の推移²⁵（1995～2010年、単位：％）

	子どもの月齢（か月）					
年	<1	>1	>2	>3	>4	>5
1995	68	50	46	26	10	3
2000	65	50	52	45	15	3
2005	60	60	56	51	34	15
2010	65	63	57	53	32	15

グラフ3：月齢別完全母乳育児率の推移²⁶（1995～2010年、単位：％）



²⁵ 各月齢の前日の栄養状態に基づく数値のため、表1の完全母乳育児率の数字と異なっている。フィンランドの乳児栄養2010（国立保健福祉研究所）：
<https://thl.fi/documents/10531/95751/Raportti%202012%208.pdf>

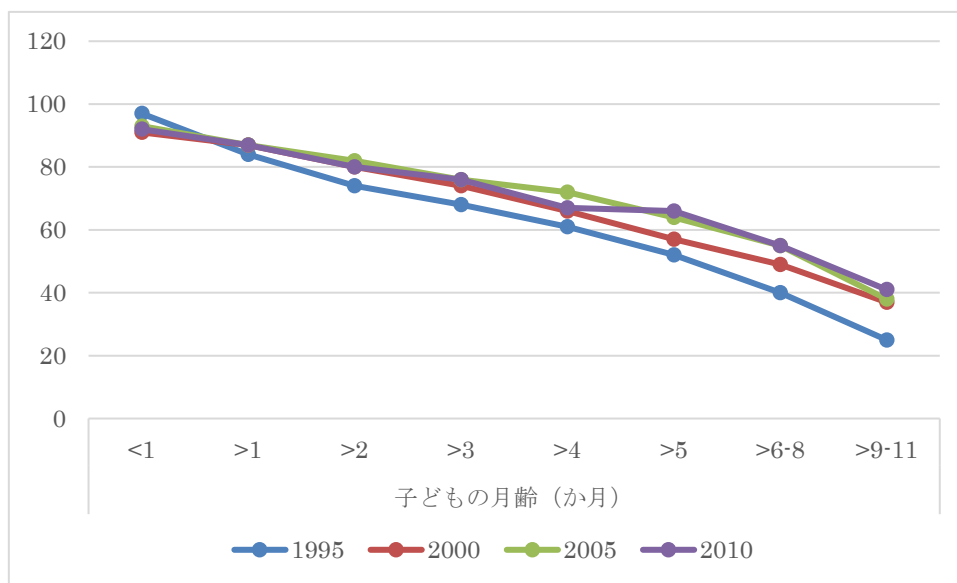
²⁶ 表2をもとに筆者作成。

また、完全母乳と混合栄養の合計では次の通りである。

表3：月齢別授乳率（完全母乳育児と混合栄養育児の合計）の推移²⁷
（1995～2010年、単位：％）

	子どもの月齢（か月）							
	<1	>1	>2	>3	>4	>5	>6-8	>9-11
1995	97	84	74	68	61	52	40	25
2000	91	87	80	74	66	57	49	37
2005	93	87	82	76	72	64	55	38
2010	92	87	80	76	67	66	55	41

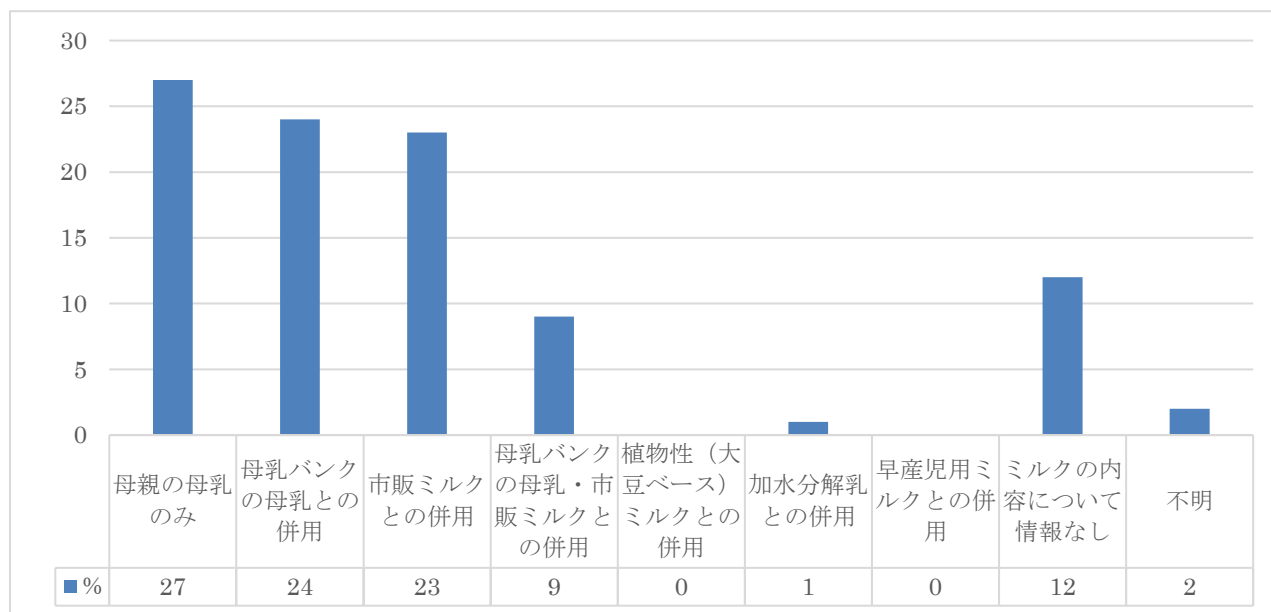
グラフ4：月齢別授乳率（完全母乳育児と一部母乳育児の合計）の推移²⁸
（1995～2010年、単位：％）



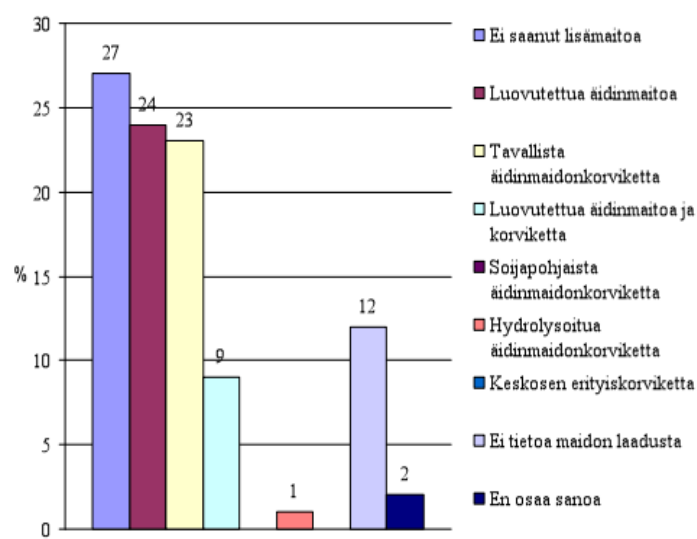
²⁷ 各月齢の前日の栄養状態に基づく数値。フィンランドの乳児栄養 2010（国立保健福祉研究所）：
<https://thl.fi/documents/10531/95751/Raportti%202012%208.pdf>

²⁸ 表3をもとに筆者作成。

グラフ5：産院における母乳育児率²⁹（2010年、単位：%）



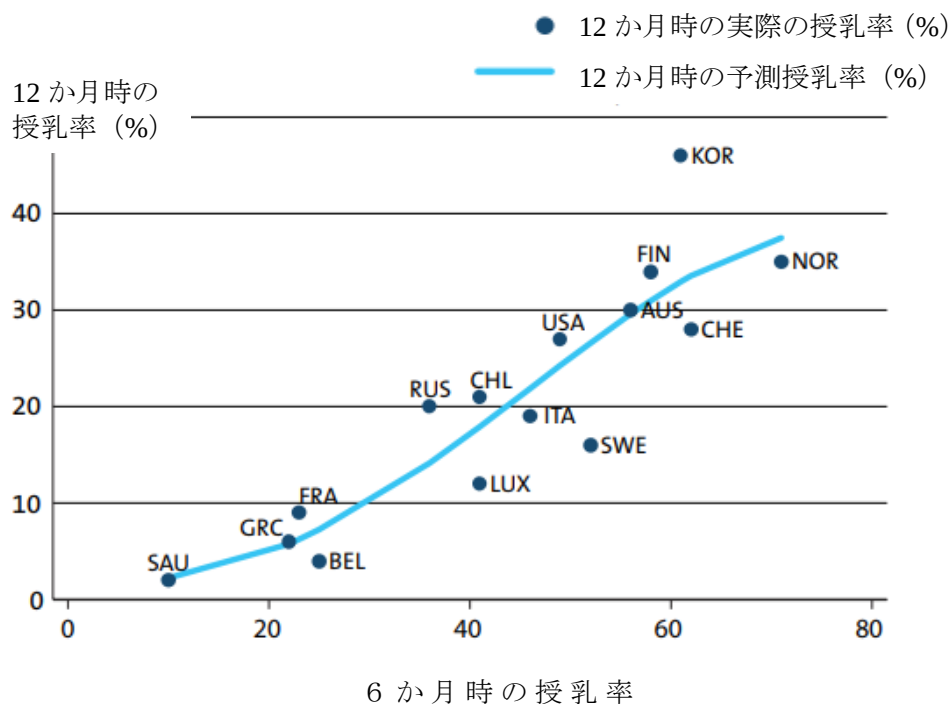
<参考：グラフ5の出典（脚注21、P37）>



Kuva 29. Synnytys sairaalassa annettu lisämaito (% lapsista)

²⁹ 「フィンランドの乳児栄養 2010」図 29 をもとに筆者作成（産院における栄養）：
<https://thl.fi/documents/10531/95751/Raportti%202012%208.pdf>。なお、フィンランドでは「市販のミルク」とは通常パック入りの液体ミルクを指し、粉ミルクの使用は稀である。

グラフ6：先進国における6か月時の授乳によって12か月時の授乳を予測する
予測モデル³⁰



³⁰ 調査対象国の略称

SAU：サウジアラビア、GRC：ギリシャ、FRA：フランス、BEL：ベルギー、LUX：ルクセンブルグ、CHL：チリ、ITA：イタリア、SWE：スウェーデン、USA：アメリカ、AUS：オーストラリア、FIN：フィンランド、KOR：韓国、NOR：ノルウェー

出典：The Lancet, Vol. 387, Cesar G Victora, Rajiv Bahl, Aluísio J D Barros, ym. Breastfeeding in the 21st century: epidemiology, mechanisms, and lifelong effect. Webappendix s. 22. 2016. Elsevier の許諾を受けて掲載。

全国授乳推進行動プログラム 2018-2022：

<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

エ 推奨内容

保健福祉研究所（THL）による、授乳に関する推奨は以下の通りである³¹。

■ 推奨

- 完全母乳育児：月齢4か月から6か月まで
- 固形食物の開始と並行して、少なくとも12か月まで部分的に授乳を継続
- 子どもに授乳しない場合、または授乳だけでは子どもの栄養の必要を満たせない場合は、母乳の代わりに市販のミルク³²を使用
- ビタミンD製剤を使用³³
- 子どものニーズ、成長、準備性に応じて、遅くとも月齢6か月までには柔軟に固形食物を追加で与える。ただし、月齢4か月未満では与えないこと。

■ 完全母乳

- 通常の体重で生まれた子どもの多くで、生後6か月までは母乳は唯一の栄養として十分である。
- ビタミンDは製剤の形ですべての子どもが摂ること
ビタミンDは、カルシウムやリン酸塩の吸収、胎児や子どもの骨の成長・発達に必要とされる³⁴。フィンランドは季節によって日照量が少ない時期があり、通常の日常生活での自然摂取が難しい場合があることから、製剤による一定量の摂取が国から推奨されている。0～12か月の乳幼児の1日の推奨摂取量は10μgである³⁵。
- 完全母乳の場合、母乳の栄養分が最もよく吸収され、病気から保護する母乳の作用も最も効果が高い。
- 母乳の十分性を確保するには、子どものペースで授乳することが重要
- 授乳の刺激によって母乳の分泌が増加する
- 完全母乳育児の子どもの多くが、1日に8～12回の母乳を飲む
- 夜間の授乳は、十分な母乳の分泌にとって重要

³¹ 国立保健福祉研究所（授乳に関する推奨）：

<https://thl.fi/fi/web/lastenneuvolakasikirja/tietopaketti/imetys/imetyssuosituksset>

³² 通常、フィンランドでは液体ミルクをいう。粉ミルクはあまり一般的ではない。

³³ 国立保健福祉研究所（ビタミンD製剤の摂取）：<https://thl.fi/fi/web/lastenneuvolakasikirja/ohjeet-jatukimateriaali/menetelmat/hyvinvointi-ja-terveystottumukset/ruokatottumukset/d-vitamiinilisa>

³⁴ ヘルシンキ大学病院（ビタミンD製剤の摂取）：

<https://www.hus.fi/sairaanhoito/sairaanhoitopalvelut/teratologinen-tietopalvelu/ravintojavitamiinit/Sivut/D-vitamiini.aspx>

³⁵ 国立保健福祉研究所（ビタミンD製剤の摂取）：<https://thl.fi/fi/web/lastenneuvolakasikirja/ohjeet-jatukimateriaali/menetelmat/hyvinvointi-ja-terveystottumukset/ruokatottumukset/d-vitamiinilisa>

■ 追加の食物の開始

- 追加の食物の開始後は、少なくとも1歳までは食物と並行して授乳を継続することを推奨
- 授乳を継続するにあたっては、市販のヴェッリ（Velli, 水分が多く液状に近い穀類の粥）などよりは、固形のつぶした食物を追加で与えた方がよい
- 母乳だけでは子どもの正常な成長の確保に十分でない場合は、個々のニーズに応じて月齢6か月に達する前から追加の食物を与えてもよい
- 子どもにまったく母乳を与えないか、母乳がわずかしかなかった場合は、十分な栄養を確保するために、子どもに市販のミルクを与える
- その場合、固形の食物は、月齢4～6か月で授乳や市販のミルクを継続しながら追加で開始してよい。
- 未熟児や、出生時に低体重で生まれた子どもは、月齢6か月に達する前から固形の食物が必要となる可能性がある。

■ その他の原則³⁶

- 少なくとも1歳まで、家庭で希望すればそれより長期の授乳を推奨。
- ただし、その間もビタミンDの摂取は必要。
- 授乳指導は妊娠中からネウボラで開始する。
- 子どもの誕生後も、授乳指導はネウボラで継続する。
- 授乳指導は、妊娠中から子どもの離乳まで、全利用者に実施する。
- 授乳指導は、両親のニーズに応じて個別に実施する。

オ ネウボラでの運用例

母乳育児に関し、ネウボラで見られる助言・指導について筆者の体験に基づく例³⁷を挙げると、1歳に達した時点で食物摂取への移行ができていれば、1歳以降は牛乳も含めて大人と同じ食事でよいとされており、国の勧告もあることから、保健師は実質「12か月以降の授乳は（栄養上の観点では）不要」という見解であった。これは、母乳育児の否定というよりも、そうした話が出てくる時は（食物摂取への切り替えが不十分なために）こどもの成長がやや遅れていると判断されているためで、食べ物への移行を積極的にするという指導と、授乳に伴う母体の負担を軽減するという見方が盛り込まれていると思われる。

³⁶ 国立保健福祉研究所（母乳育児）：<https://thl.fi/fi/web/lastenneuvolakasikirja/tietopaketti/imety>

³⁷ ネウボラでの（現地保健師・医師と日本人家庭の間の）通訳業務を通じて見聞きしたもの

(2) 保育施設や職場での支援に関して、国として推奨・義務づけている支援・制度等の内容³⁸

「全国授乳推進行動プログラム 2018-2022」では、授乳は家庭だけではなく社会全体に関わる事項だという姿勢を示しており、アメリカ女性健康局³⁹（OWH、Office on Women's Health）の見解を引用し、授乳の社会的意義に触れている。すなわち、完全母乳で育った子どもは、母乳の代用品で育った子どもより病気にかかりにくく、子どもの病気のせいで両親の就労が妨げられる機会が減ることから、授乳が社会資源の節約に繋がるほか、母乳はパックに包装する必要もないことからゴミが発生せず、環境保全にも貢献しているとされる⁴⁰。

ネウボラで実施される、授乳に関する保健指導の中では、子どもの月齢8～12か月の検診以降、授乳の継続や断乳、また母親の状況によっては職場復帰に関して家庭の意向を聞く項目が盛り込まれている⁴¹。ただし、フィンランドではすでに妊娠中から、出産、出産後の子育て期間を通じて、子どもを生み育てる親に対して、基本的な社会保障制度や法律による支援が確立されている。母親は妊娠154日を経過した時点で作成される妊娠証明書を根拠に、母親休暇・給付金や支援（マタニティーパッケージ等）の受給対象となるほか、出産後、約9か月間は母親・父親・両親休暇および各給付金の受給期間となる⁴²。また、その後も子どもが3歳になるまでは、家庭保育支援金⁴³を受給しながら自宅で子育てができる機会もあり、これらの施策が授乳への支援にもなっているというのが管轄当局の見解である⁴⁴。

実際に、2014年の統計では、国が推奨する完全または一部母乳育児期間中であ

³⁸ 調査手法：THLのウェブサイトおよび母乳育児に関する推進行動プログラム文書の内容の精査した上で、以下のようなキーワードでGoogle検索にかけ他の情報を特定した。imetyt（授乳/母乳）varhaiskasvatus（幼児教育）päiväkoti（保育園）imetyt päiväkodissa（保育園における授乳）ravitsemus（栄養）imetysohjaus（母乳育児指導）

³⁹ Office on Women's Health: <https://www.womenshealth.gov/>

⁴⁰ 全国授乳推進行動プログラム 2018-2022（フィンランド社会における母乳育児）：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

⁴¹ 国立保健福祉研究所（月齢8か月における母乳育児指導）：
<https://thl.fi/fi/web/lastenneuvolakasikirja/ohjeet-ja-tukimateriaali/terveysneuvonta/imetysohjaus/8kk>

⁴² 母親休暇期間は出産予定日の30～50営業日前から開始し105営業日（約4か月間）、父親休暇期間は子どもが2歳になるまでの間に最大で54営業日（約9週間、に分割して取得可能）、両親休暇（父親、母親のどちらでも取得できる休暇）は、母親休暇終了後158営業日（子どもが9か月になる頃に終了）。ここでの営業日は、平日の祝日を除く月～土曜日となる。フィンランド社会保険庁（Kela）：
<https://www.kela.fi/>

⁴³ Kotihoidontuki. 子どもが3歳になるまで家庭で世話をする場合に給付対象となる。フィンランド社会保険庁（Kela）：
<https://www.kela.fi/>

⁴⁴ 全国授乳推進行動プログラム 2018-2022（フィンランド社会における母乳育児）：
<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

る、社会保障制度上の母親休暇期間中や両親休暇期間中に仕事に従事していたために最低限度額の給付金しか受給しなかった母親は、対象者 99,650 名のうち 3,600 名と極めてわずかだった。母親休暇中に仕事をしていた母親は母親給付金受給対象者のわずか 1.5%、両親休暇中の場合でも 3.7%であり、母乳育児の中心となる期間の職場復帰はむしろ例外的であるという結果が出た⁴⁵。

こうした背景もあり、労働生活に関する法制度では、労働安全法⁴⁶ (Työturvallisuuslaki, 738/2002) 第 48 条において、妊娠中の女性や授乳中の母親が、必要に応じて休憩室を利用したり、他の適した場所で休憩したりすることができる機会を有していなければならないことが規定されているものの、授乳中の母親の特別なニーズに対する配慮はそれほど多く見受けられない⁴⁷。また、授乳中の母親が労働中に休憩を取る権利や労働時間の短縮が含まれる、ILO の 2000 年母性保護条約 (ILO 第 183 号条約) もフィンランドは批准していない⁴⁸。識者からは、早期の職場復帰が断乳のきっかけとなるリスクも指摘されている⁴⁹。

国立保健福祉研究所によると、近年フィンランドでは公共の場での授乳に関する賛否の声が、世論、特にソーシャルメディアの中で多く聞かれている。中でも授乳中の母親が、公共の場での授乳に不快感や不安感を覚え、同じ空間にいる他の人々を刺激してしまうのではないかという恐れを感じているとされる⁵⁰。

このような状況を踏まえて、「全国授乳推進行動プログラム 2018-2022」では、授乳を巡るフィンランド社会の状況に関して、以下の勧告を出している。

- 母親が公共の場で子どもに授乳する権利を法的に保障する。
- 授乳に関連するキャンペーンを社会で支援し、推進する。
- 育児休暇改革において、長期の授乳を望む母親に配慮する。
- ILO の母性保護条約を批准する。
- 学校教育 (児童生徒の保健の授業) で授乳の健康上の利点に言及する。

⁴⁵ フィンランド公共放送 YLE (「乳幼児の母親の就労は稀」) : <https://yle.fi/uutiset/3-7976122> 統計は Kela による。

⁴⁶ 労働安全法 : <https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2002/20020738>

⁴⁷ 全国授乳推進行動プログラム 2018-2022 (フィンランド社会における授乳) : <http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

⁴⁸ 全国授乳推進行動プログラム 2018-2022 (フィンランド社会における授乳) : <http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>
ただし、保育の開始時期は家庭の意向で任意となり、月齢から施設での保育が必要となるケースは多いとはいえない。

⁴⁹ 看護研究財団 (Hoitotyön tutkimussäätiö, Hotus) (支援の必要性の識別と母乳育児指導の対象) : <https://www.hotus.fi/wp-content/uploads/2019/03/imetysohjaus-hs-lyh.pdf>

⁵⁰ 全国授乳推進行動プログラム 2018-2022 (フィンランド社会における授乳) : <http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

なお、幼児教育⁵¹における授乳については、子どもが公立の保育施設に入園できるのが最も早い時期でも母親休暇および両親休暇の終了後（月齢9か月ごろ）となるのが幼児教育法（Varhaiskasvatuslaki, 540/2018）で規定されているため⁵²、最も早い時期に入園する場合でも国が推奨する完全母乳の時期（月齢4～6か月）は終了しており、食物との併用が始まっている時期となる。さらに、満1歳以降の授乳は任意となり、授乳を継続するかどうかは家庭が決定する事項となる。

2018年に政府栄養諮問委員会（Valtion ravitsemusneuvottelukunta）⁵³によって作成された幼児教育における食事の勧告書では、家庭が、幼児教育を開始する際も断乳をせず、子どもへの授乳の継続を希望する場合、施設の職員がその決定に対し、友好的かつ奨励する姿勢を示すことが極めて重要であるとしている⁵⁴。

（3）保育施設による母乳育児支援の内容や方針⁵⁵

・全般

前項2で述べたように、フィンランドで子どもが公立の保育施設に入園できる時期が、国が推奨する完全母乳育児の時期とは一致しておらず、「幼児教育コアカリキュラム」や「全国授乳推進行動プログラム」には保育施設での授乳に関する記載や重点事項は見られない。政府栄養諮問委員会の幼児教育における食事に関する勧告書の中で、授乳を継続している家庭に対し、保育施設側の友好的な対応を勧告しているに留まる⁵⁶。

国内最大の母乳育児支援団体「フィンランド母乳育児支援協会⁵⁷（Imetyksen tuki ry/ Finnish Association for Breastfeeding Support）」によると、全般的には、多くの

⁵¹ フィンランドでは幼保は分離しておらず、保育を含む未就学児の教育は、一括して「幼児教育（Varhaiskasvatus/Early Child Education and Care）」と呼ばれ、全国レベルのコアカリキュラムが作成されている。フィンランド教育庁（Opetushallitus / Finnish National Agency of Education）：

https://www.oph.fi/koulutus_ja_tutkinnot/varhaiskasvatus

⁵² 幼児教育法：<https://www.finlex.fi/fi/laki/alkup/2018/20180540#Pidp446043280>

なお、フィンランドでは、本法第2章第5条により幼児教育の実施責任は自治体にある。私立の保育園も自治体から人件費等の助成を受けて運営され、一部の保育園は公共部門からの委託事業としての幼児教育を実施している。一般的に、私立保育園は公立の保育園では必ずしも対象としない特定の教育法等（例：3歳児以上を対象にした国語以外の外国語、シュタイナーなどの教育法）に対応していることが多く、特別支援や乳幼児保育などのニーズには対応していないことがほとんどである。

⁵³ Valtion ravitsemusneuvottelukunta / National Nutrition Council <https://www.ruokavirasto.fi/en/themes/healthy-diet/national-nutrition-council/contact/>

⁵⁴ 栄養諮問委員会（幼児教育における栄養）：

https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135907/URN_ISBN_978-952-302-992-7.pdf?sequence=1

⁵⁵ 調査手法：前項（2）に同じ。

⁵⁶ 栄養諮問委員会（幼児教育における栄養）：

https://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135907/URN_ISBN_978-952-302-992-7.pdf?sequence=1

⁵⁷ Imetyksen tuki ry: <https://imetyks.fi/>

保育園が母親の授乳に対して自然な対応を取っており、授乳の意義を理解しているとされる⁵⁸。同協会では、子どもの保育園入園を理由に授乳をやめる必要はないと提唱している⁵⁹。

2016年には助産師の養成を行っているメトロポリア応用科学大学⁶⁰（Metropolia ammattikorkeakoulu / Metropolia University of Applied Sciences）の開発プロジェクトで、この母乳育児支援協会から協力を得たパンフレット「保育園に母乳育児の知識を！」を作成しており、以下のようなアイディアが提案された⁶¹。

- 入園時面談に授乳に関する項目を盛り込む。
- 在籍する園児に対して個別に作成される「個別幼児教育計画書⁶²」の作成時に授乳について留意する。
- 子どもを保育園に連れてきた時などに授乳ができるようなスペースを園内に確保する。
- 保育園の掲示板に、近隣の授乳支援グループの情報を載せる。
- 保護者会で授乳について話題にする。

⁵⁸ Talentia（社会福祉専門誌）（母乳育児に対する保育園のスタンス）：<https://www.talentia-lehti.fi/onko-teidan-paivakotinne-imetysmyonteinen/>

⁵⁹ 母乳育児支援協会（母乳育児の終了）：<https://imetys.fi/tietoa-imetyksen-avuksi/imetyksen-lopettaminen/>

⁶⁰ Metropolia ammattikorkeakoulu: <https://www.metropolia.fi/>

⁶¹ 母乳育児支援協会（母乳育児に対する保育園への提言）：https://imetys.fi/wp/wp-content/uploads/2017/01/Imetystietoa_pa%CC%88iva%CC%88kotiin.pdf

⁶² Lapsen varhaiskasvatussuunnitelma (VASU)

ア 保育時間内に母親に代わって授乳するための母乳の持込・保管方法の工夫や母親が保育施設に授乳に来るといような制度や対応

子どもの送迎時、特に、午後の迎えの際に子どもを落ち着かせる意味も含めて園内で授乳するという体験談が見られる⁶³。通常、入園時には国が推奨する食物との併用がすでに始まっており、授乳は平日で1日朝晩2回など、保育園以外の時間帯という例もあり⁶⁴、授乳のために母親が来園する等の事例は確認できなかった。

母乳の持ち込みについても、明確な指針、慣行、事例は確認できなかった。

食物の持ち込みに関する保育園の一般的な対応として、保育園では朝食・昼食・間食が提供されており、保育時間中の一種の栄養管理を行っている。子どもに食物アレルギーがある場合や、食物について家庭の主義や方針（宗教上の理由やその他の主義や信条など）がある場合も、家庭からそれらの情報を得た上で対応している。ヘルシンキ市のタウン誌の一つ「Helsingin Uutiset」が実施した調査では、回答者の73%が、家庭から保育園へは食物を「持ち込めない」と回答した⁶⁵。

フィンランド首都圏にあるエスポー市の場合、園外からの食品の持ち込みは完全には禁止されていないものの、事前の協議や申し合わせが必要となる（遠足などで家庭から間食を持たせる必要がある場合はその都度連絡がある）。何らかの理由で、家庭がどうしても特定の製品等の持ち込みに固執する場合、健康管理上の責任の観点から、家庭の要望を通す代わりに園の給食は摂ることができないという措置も取られている⁶⁶。

イ 保育時間外の授乳に関する母乳育児促進のための指導や啓発活動

母乳育児指導は医療保健分野の領域となり、保育施設の管轄ではないため、特に取り組みは行われていない。「全国授乳推進行動プログラム」では、病院やネウボラでの授乳指導の一貫化と強化、また保健師、助産師、看護師を養成する際に、教育機関で母乳育児に関する履修内容を強化していくよう勧告されている⁶⁷。

⁶³ Talentia（母乳育児に対する保育園のスタンス）：<https://www.talentia-lehti.fi/onko-teidan-paivakotinne-imetysmyonteinen/>

⁶⁴ Talentia（母乳育児に対する保育園のスタンス）：<https://www.talentia-lehti.fi/onko-teidan-paivakotinne-imetysmyonteinen/>

⁶⁵ Helsingin uutiset（家庭からの食物の持ち込みに関するアンケート。回答者 235 件。2014 年）：<https://www.helsinginuutiset.fi/artikkeli/254794-vanhemmat-vaativat-omat-voit-paivakotiin-nain-espoo-vastaa-some-kohuun>

⁶⁶ Helsingin uutiset（家庭からの食物の持ち込みに関するエスポー市の見解。2014 年）：<https://www.helsinginuutiset.fi/artikkeli/254794-vanhemmat-vaativat-omat-voit-paivakotiin-nain-espoo-vastaa-some-kohuun>

⁶⁷ 全国授乳推進行動プログラム（医療保健従事者養成時の母乳育児指導の強化）：<http://www.julkari.fi/bitstream/handle/10024/135535/Ohjaus%20242017%20netti%2020.3.pdf?sequence=6&isAllowed=y>

ウ その他、保育施設として、施設の専門職員(保健士、助産師、保育士など)がペアレント、家族等に対して行う母乳関連の支援

保育施設を起点にした支援は特に見られなかった。母乳育児支援協会などの NGO が、母乳育児に関するさまざまな支援を行っている(項目(4)に記載)。

(4) 職場での母乳育児支援の内容や方針(授乳室の設置など)⁶⁸

2019年現在、フィンランドでは、国内法における若干の規定(前項(2)を参照のこと)や、「全国授乳推進行動プログラム 2018-2022」で ILO の 2000 年母性保護条約(ILO 第 183 号条約)の批准を勧告するといった動きはあるものの、職場での母乳育児支援に関する明確な指針はほとんど存在しないと見られる。例として、職場での搾乳⁶⁹(搾乳に労働時間を使うこと)についての雇用主側の一般的な見解について、自分が所属する労働組合に問い合わせたある母親は、組合から「(フィンランドでは)育児休暇期間が長いので、職場で搾乳する母親は少ない」と回答され、母乳育児自体には肯定的ではあるものの、母乳育児と仕事の関連付け自体が存在しないと判断したという⁷⁰。

キャリア志向の母親のネットワークである Mother in Business (以下、「MiB」という)協会によると、職場復帰後も勤務時間中に搾乳したり、勤務時間外に授乳を継続したりしたメンバーの実例は複数あり、常に容易ではないものの、母親が職場復帰後も母乳育児を継続したい場合に、それを実現することは可能だとしている⁷¹。

MiB に体験談を寄せているメンバーは、まだ母乳育児が部分的に推奨されている子どもの月齢時に職場復帰する必要のあった母親が多いが、中には授乳が任意になった満1歳以降も、仕事の傍ら一定期間授乳を継続した母親もいる⁷²。

実際の状況は職場によって異なり、男性社員がいる等の理由で、母乳育児について職場で一切話題に出したり上司に相談したりせず、職場に隠れて搾乳していたという例がある一方で、上司とオープンに協議し、個室のオフィスで勤務するなどで、搾乳の時間やスペースも比較的容易に確保できた例もある⁷³。搾乳後の母乳を

⁶⁸ 調査手法：THL のウェブサイトおよび母乳育児に関する推進行動プログラム文書の内容の精査した上で、以下のようなキーワードで Google 検索にかけ他の情報を特定した。imetys ja työhönpaluu (母乳育児と職場復帰)

⁶⁹ 勤務時間中に授乳する例は自宅勤務以外には確認できなかった。また、フィンランドには従業員専用の託児施設は存在しない(企業が従業員のために設立した私立の保育施設はごく稀な例としてあるが、現在はその企業の従業員でなくても入園は可能)。

⁷⁰ MiB 協会(母乳育児と職場復帰)：<https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>
なお、フィンランドの労働組合は会社・組織単位ではなく、業界・業種単位に存在している。

⁷¹ MiB 協会(母乳育児と職場復帰)：<https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>

⁷² MiB 協会(母乳育児と職場復帰)：<https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>

⁷³ MiB 協会(母乳育児と職場復帰)：<https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>

扱うのに、電子レンジや冷蔵庫といった職場内の設備を使用することが問題視された例は、MiB は紹介していない⁷⁴。

また、職場での搾乳以外にも、週2回の自宅勤務、夏場の時短などを上司と申し合わせた例もある。体験談によると、この上司は外国人で、その上司の出身国の法制度で授乳支援の制度が整備されていたため、働きながらの母乳育児により理解があったとされる⁷⁵。

MiB は、母乳育児中の母親には、職場、他の母親、家庭、ネット上のコミュニティ、ネウボラなどで積極的に職場復帰後の母乳育児について話題にし、自分の解決策を探していくこと、そして雇用主には、職場復帰直後の従業員とだけでなく日常的に職場での母乳育児支援について話していくこと、また母乳育児を容易にする取り組みがすぐに実践できる文化の醸成（静かで施錠できるスペース、冷蔵庫の母乳専用スペースの確保といった設備の整備のほか、職場の声が反映される文化）を呼び掛けている⁷⁶。

・その他補足事項⁷⁷

母乳育児支援については、関係する複数の NGO・ボランティア団体が、ピアサポート体制の整備や母乳育児の普及活動における重要な役割を担っているとして、国の関係当局から認知、評価されている。こうした団体は、インターネットや電話、催しの開催などを通じたサービスや相談事業などの提供、また公共の医療保健部門との連携などを通じて安定した活動を行っており、地域レベルで母乳育児の促進に取り組んでいる。

例としては、2013 年から 2016 年まで、医療福祉関連の非営利団体 Folkhälsan⁷⁸と母子ホーム・シェルター連盟 (Ensi- ja turvakotiliitto/The Federation of Mother and Child Homes and Shelters)⁷⁹の共同で「ストレスのない母乳育児 (fi: Imetys ilman stressiä)」プロジェクトを実施し、家庭や母乳育児、親となることを支援するボランティア「ドゥーラ (Doula)」の養成⁸⁰や、医療保健従事者とボランティアの間のパートナー

⁷⁴ MiB 協会（母乳育児と職場復帰）： <https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>

⁷⁵ MiB 協会（母乳育児と職場復帰）： <https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>

⁷⁶ MiB 協会（母乳育児と職場復帰）： <https://www.mothersinbusiness.fi/blog/imetys-ja-toihinpaluu>

⁷⁷ 調査手法：THL の母乳育児に関する推進行動プログラムから本文に記載の団体名、プロジェクト名等を特定し、各団体のウェブサイトより詳細を確認した。

⁷⁸ Folkhälsan： <https://www.folkhalsan.fi/fi/>

⁷⁹ Ensi- ja turvakotiliitto/The Federation of Mother and Child Homes and Shelters：
<https://ensijaturvakotienliitto.fi/en>

⁸⁰ フィンランドには、2016 年現在、国内 15 の NGO に合計 150 名のドゥーラが所属している。母子ホーム・シェルター連盟（「ストレスのない母乳育児」プロジェクト）：
https://ensijaturvakotienliitto.fi/tietoa-liitosta/hankkeet/#imetys_ilman_stressia

ーシップの強化に取り組み、より寛容で肯定的な母乳育児の文化を可視化し、促進する働きかけを行った⁸¹。

また、フィンランド母乳育児支援協会は、社会福祉省からの交付金や富くじの収益により運営されている、母乳育児に特化した NGO であり、母乳育児に関するインターネット上のチャットサービス、電話によるホットライン、専門機関に関する情報提供のほか、いわゆる「母乳支援マザー」と呼ばれる母親のボランティアの育成を行い、全国各地で母乳育児支援グループを開催しているほか、母乳育児に関する各種資料の作成や、ネウボラ、産院などの医療保健部門とも協力関係にある⁸²。

⁸¹ 母子ホーム・シェルター連盟（「ストレスのない母乳育児」プロジェクト）：
https://ensijaturvakotienliitto.fi/tietoa-liitosta/hankkeet/#imetys_ilman_stressia

⁸² 母乳育児支援協会（団体概要）：<https://imetys.fi/tietoa-yhdistyksesta/>

2. スウェーデン

スウェーデンの母乳育児支援についての理解を進めるには、母乳育児を行う上での家族・地域自治体など周囲のサポート及び家庭の経済的環境、社会とのつながりが重要な視点となる。特に、社会保障として提供される育児システム全般のなかでどのように母乳育児支援が行われているのかをみる必要がある。本稿では、最初に子ども支援の実態として国の子育てシステムの概観をみたうえで、母乳育児政策としてどのようなことが行われているのか、調査項目について詳細に見ていく。

(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針⁸³

ア 子育て支援

スウェーデンにおける子育て支援として、国の子育てシステムと、児童手当をはじめとする経済的家庭支援がある。本項では、スウェーデンにおける子育てシステムと経済的家庭支援の2点を解説する。

(ア) 子育てシステム

妊娠のチェックは産科診療所（スウェーデンにて MVC⁸⁴と呼ばれる）にて無料で受けられる。産科診療所は親になるための準備に必要な情報、乳幼児の持ち方、出産時の痛みの和らげ方などのプログラムを提供する。診療所と病院は異なり、大多数の子どもは病院にて出産されるが、病院以外の出産（自宅出産など）もある。

妊娠中、通常は6回から10回産科診療所で診察にかかり、妊娠期間中のサポートは参加診療所の助産師が行う⁸⁵。診察期間中の様子や診療履歴などを記載した手帳は助産師が記載し、内容については個人情報として厳重に取り扱われる⁸⁶。出産は、前述のように病院で産科診療所の助産師のサポートを受け行われる。出産後は、病院の産科病棟にて帰宅までの時間を過ごす間、母乳についての情報や教育を受けることになる⁸⁷。

病院を退院後、または病院以外で出産した母親含む全ての新生児の養育者は子ども保健センター（スウェーデンにて BVC⁸⁸と呼ばれる）の助産師による訪問を受ける。養育者は訪問時に助産師による母乳のガイダンスを受けることにな

⁸³ 調査手法：データベース「Pubmed⁸³」、「ScienceDirect⁸³」より以下のキーワード「breastfeeding, childcare, parent support」でヒットした文献をもとに本稿の目的に沿う文献を参照。また検索サイト「Google」にて上記キーワードをかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照した。

⁸⁴ Mödravårdscentral(MVC。地域にある産科診療所。助産師が働いている。以下 Mödravårdscentral について (<https://www.1177.se/Blekinge/barn--gravid/graviditet/undersokningar-under-graviditeten/besok-pa-barnmorskemottagningen-under-graviditeten/>)

⁸⁵ <https://www.1177.se/Tema/Gravid/Graviditeten/Pa-modravardscentralen/Besok-pa-barnmorskemottagningen-under-graviditeten/>

⁸⁶ <https://www.1177.se/Regler-och-rattigheter/Patientjournalen/>

⁸⁷ http://www.immi.se/sverigeguider/sverigepocket_engelska.pdf

⁸⁸ Barnvårdcentral(BVC)

る⁸⁹。助産師の初期の家庭訪問後、子ども保健センターの子ども支援のプログラムは継続するが、多くの場合次からは、親は子どもを子ども保健センターに連れていくことになる。

子ども保健センターは、小児科、ヘルスケア、または公共保健の特別教育を少なくとも1年以上受けた看護師が担当し⁹⁰、乳幼児のケアをサポートする組織である。具体的なサポート内容としては、成長についての検診やワクチン接種が行われる。養育者はサポートを必要と感じた時にはいつでも助産師及び近くの授乳クリニックに相談することができる⁹¹。

(イ) 経済的家庭支援

児童手当として、次のような支援がされている。

<定額手当>

スウェーデンに在住する16歳未満の子どもを対象に、全額国庫負担で毎月母親に非課税の給付が行われる。本給付は自動的に各家庭に振り込まれる。16歳以降も学業を続ける場合は20歳未満まで引き続き支給される。

支給金額は1人の子どもあたり各家庭に毎月定額で1,250スウェーデンクローネ（以下SEK、1SEK=12円：2019年3月）が支給される。また2人目以降の子どもを持った場合は別途家族手当として追加で現金が支給される。

表1 一家庭における児童手当支給金額一覧⁹²

子どもの人数	支給額(SEK)	家族手当(SEK)	合計(SEK)
1	1,250	-	1,250
2	2,500	150	2,650
3	3,750	730	4,480
4	5,000	1,740	6,740
5	6,250	2,990	9,240
6	7,500	4,240	11,740

⁸⁹ <https://www.rikshandboken-bhv.se/amning-och-nutrition/amningsvagledning/hembesok-och-amningsvagledning/>

⁹⁰ <https://www.rvn.se/contentassets/4884fa3ac480444887c7fe2647cd379a/regelbok-2017/bilagor-regelbok-2017/kravsspecifikation-barnhalsovarder-tom-20180101.pdf>

⁹¹ <https://www.1177.se/Tema/Barn-och-foraldrar/Mat-somn-och-praktiska-rad/Amning-och-modersmjolksersattning/Amning/#section-4>

⁹² https://www.forsakringskassan.se/privatpers/foralder/nar_barnet_ar_fott/barnbidrag!/ut/p/z0/fYzLDolwEAC_puctqNwJKD4OxpAo9tIUkaRKtmW7IX6-6Ad4m0kmAwoaUGhmNxh2Hs24-F1ler0vi6Qq5Om8qUuZZ4dLcq236S5dQW0RjqD-R8vFPadJ5aAeHtm-GZoflEerycbgMbrZChnIzYaDpShk78mMnSUh0ZBuDaFlvVDvmYX8eus6MgOEV3X7AGdh2ls/

<管理サポート手当⁹³ (Maintenance support) >

片親家庭で、もう一方の親からサポートを受けていない場合は、子どもが 15 歳になるまで SEK1,573 を上限に毎月現金が支給される。

(ウ) 働く養育者への支援制度

スウェーデンでは、1970 年代初頭、女性の労働市場の参入と男女平等の社会づくりに向けた政策の一環として、他国に先駆けて 1974 年に育児休暇制度を男性にも適用した。その後も、共働き社会を前提とした、職場に関する政策が実施されてきている。以下、母乳育児を行ううえで関わりのあるいくつかの制度をあげる。

<産休制度>

養育者休暇法 (Parental Leave Act⁹⁴) によれば、従業員数に関係なく、すべての女性従業員が産休をとれることを保障している。

下記は主な規定である。

- 期間は産前 7 週、産後 7 週の計 14 週。
- 強制休暇として、14 週のうち 2 週は強制的な休みが与えられる。

<育児休暇 (Parental Leave⁹⁵) >

下記が主な規定である。

期間：

- 480 日の休暇期間が一家族に与えられる。母親と父親は各自 90 日間の割当てで休暇期間が与えられ、残りの 390 日間は双方で自由に分けることができる。ただし、2 人以上の同時出産の場合、1 人につき 180 日の休暇期間が追加で与えられる。また休暇を全日でとるか、半日休暇として取るかの選択も許される。
- 出生後 1 年以内に、30 日まで両親が同時に所得できる（それぞれへの割当期間からの所得は不可）
- 1 人年間 3 回まで休暇を分割して所得可能。

⁹³ <https://www.forsakringskassan.se/privatpers/foralder>

⁹⁴ <https://www.government.se/government-policy/labour-law-and-work-environment/1995584-parental-leave-act-foraldradighetslagen/>

⁹⁵ <https://www.oresunddirekt.dk/english/in-english/family-parenting-in-sweden/parental-benefit-in-sweden>

手当：

- 両親には 390 日間給料の約 80%の賃金が支払われ、残りの期間は 1 日 180SEK が支払われる。
- 男性従業員は出産に伴う休暇として 10 日（2 週間）の休暇期間が与えられる。
- 子どもが 8 歳に達するまで、労働時間を 75%まで短縮できる（1 日 8 時間労働の場合、6 時間勤務）。短時間勤務と育児休暇（部分所得）との併用可。

<父親の育児参加>

上記にあげた育児休暇にみたように、スウェーデンでは 90 日間の育児休暇期間が父親に割り当てられている。

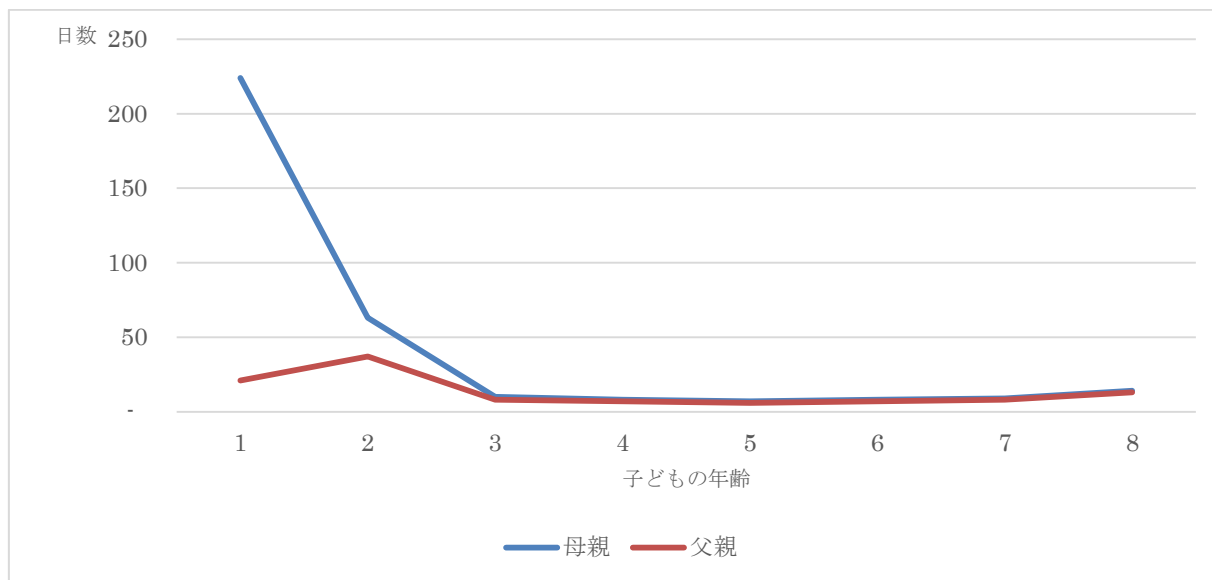
父親の育児参加を強制的に促した法律の影響もあり、男性の育児休暇所得率は世界の中でも高い。少し古いデータだが、2005 年に日本の内閣府が行った調査によると、公的・民間企業とも男性の育児休暇所得率は 75%を超えていた⁹⁶。休業しやすい環境、人事評価、職場復帰後の家庭との両立の見通しの立ちやすさについて肯定的に答える従業員が多いことが育児休暇所得率の高さにつながっていると説明されている。

2016 年データ⁹⁷では、スウェーデンでは有給育児休暇の男女間の日数配分における父親の割合は 27%となっている。男女間で差があるのは 0 歳児での育児休暇所得日数も関係しているとみられる。生後 3 歳になるまでの育児休暇所得は女性の方が多いが、3 歳児以降は男女間で差がない。

⁹⁶ <http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou014/hou14.pdf>

⁹⁷ <https://www.forsakringskassan.se/wps/wcm/connect/6fa0e434-a212-4e6b-8c8d-5d7a498a253d/socialforsakringen-i-siffror-2017-engelsk.pdf?MOD=AJPERES&CVID=>

グラフ1：2008年に生まれた子どもを持つ家庭の平均育児休暇所得日数
(スウェーデン社会保健局のデータより北欧研究所が抜粋・加工⁹⁸⁾)



手厚い育児休暇制度をベースに、スウェーデンの育児支援策は家庭をベースに整理されてきている。父親に育児休暇の割当があたえられる「パパ・クォータ制度」は、スウェーデンの育児政策の特徴であり、母親だけでなく父親も育児に参加することが社会的に進められている。また、育児休暇の所得を分割してとれるなど、働く両親にとって育児休暇を所得しやすい制度が整えられている。

母乳支援も、スウェーデンの育児支援策の影響を多分に受けている。母親は多くの場合、育児休暇中の1歳までに母乳育児を終えて職場復帰をする。そのため、職場における授乳室の設置等などが議論されることはあまりなく、育児休暇制度や父親の育児参加を通じた母乳育児への理解や支援といった観点が議論されることが多い。

イ 母乳育児支援

(ア) 母乳育児支援システム

WHO と UNICEF により推奨された施策である赤ちゃんにやさしい病院運動 (Baby Friendly Hospital Initiative ; BFHI) をスウェーデン政府は 1992 年に取り入れ、以降本政策を推し進めている。スウェーデンの国策として、すべての医療従業者は赤ちゃんにやさしい病院運動の母乳育児成功のための 10 か条を参照することが推奨されている⁹⁹。2010 年の調査では、スウェーデンにおける 66 の病院

⁹⁸ Ibid

⁹⁹ <https://www.livsmedelverket.se/globalassets/om-oss/samarbeten/nationella-amningskommitten/strategisk-plan->

のうち、64の病院が赤ちゃんにやさしい病院運動として認定されている¹⁰⁰。

このWHO/UNICEFの10か条をベースとして取り入れたスウェーデンにおける10のステップは以下の通りである¹⁰¹。

1. 母乳育児についての基本方針に従い、関係するすべての保健医療スタッフに周知徹底しましょう
2. この方針を実践する為に必要な技能を、すべての関係する保健医療スタッフにトレーニングしましょう
3. 妊娠した女性全てに母乳育児の利点、方法に関する情報を提供しましょう
4. 産後1時間～2時間以内に母親と赤ちゃんの肌と肌の触れあいを推奨しましょう。赤ちゃんが心地よい環境を担保し、母親が授乳できるよう援助しましょう
5. 母親に母乳育児のやり方を教え、母と子が離れることが避けられない場合でも母乳分泌を維持できるような方法を教えましょう
6. 医学的に必要でない限り、新生児には母乳以外の栄養や水分を与えないようにしましょう
7. 母親と赤ちゃんが一緒にいられるように、終日、母子同室を実施しましょう
8. 赤ちゃんが欲しがるときに欲しがるだけの授乳を勧めましょう
9. 母乳で育てられている赤ちゃんに人工乳首やおしゃぶりを与えないようにしましょう
10. 母乳育児を支援するグループ作りを後援し、産科施設の退院時に母親に紹介しましょう

これらの指針は、主には病院で働く産婦人科関係の保健スタッフ、子ども保健センター、助産師などすべての乳幼児ケアに関わるスタッフ向けのものである。

上記10か条の4項目には、赤ちゃんにとって心地よく感じる環境を担保することの重要性がスウェーデン独自の項目として追加されている。また9条にみられる、生後すぐの人工乳首やおしゃぶりの禁止はスウェーデン政府も医学的見地から正しいことであると強調している。

またスウェーデンはWHOの10か条をベースに、「赤ちゃんにやさしい運動」を「未熟児ケア」まで理念を拡大して取り入れ、システムを整理しようという試みに参加している。現在他北欧諸国、カナダと協力しながら枠組みづくりを進めている¹⁰²。

for-samordning-av-amningsfragor-2013-2016.pdf

¹⁰⁰ Labbok, M.H. (2012). Global Baby-Friendly Hospital Initiative Monitoring Data: Update and Discussion, *Breastfeeding Medicine*, 7 (4), 210-222.

¹⁰¹ <http://www.socialstyrelsen.se/barnochfamilj/barnshalsa/amning>

¹⁰² <https://www.ilca.org/main/learning/resources/neo-bfhi>

(イ) 母乳代用品の規制

ミルクなど母乳代用品のマーケティングに関する国際基準が WHO によって定められている。母乳代用品の宣伝禁止、無料サンプル配布の禁止が規定されている。スウェーデンは本 WHO コードを批准しており、2013 年には国内の包括的な母乳代用品規制の法案を批准している¹⁰³。母乳代用品の広告は乳幼児ケアに関わること、または科学研究のためのこと以外の理由であれば禁止とされている。

(ウ) 母乳支援政策

a 政策機関

2004 年に、スウェーデン授乳委員会が結成された¹⁰⁴。母乳育児の取組にあたり、母乳育児に対する政策・方針の検討グループとして結成されたもので、スウェーデン食品局管轄のもと、大学病院の授乳ケアセンターや NGO グループで構成されている。本委員会では、1 年に一度メンバー全員で母乳育児に対する話し合いが行われている。その話し合いのためのテーマは、保健福祉局、消費者庁及び公共保健庁の代表が年に 3 度から 4 度集まり決定される。

b 政策

スウェーデンでは、母乳は生後 6 か月以内まで推奨され、また 1 年以内、そしてその後も望む限りは、子どもが望む時に与え続けることが望ましいとされている¹⁰⁵。

スウェーデン食品局は、母乳推奨のための、妊娠中に推奨する食事習慣の情報提供をしている¹⁰⁶。例えば 1 歳以下の乳幼児への食事アドバイス「1 歳以下の乳幼児向け良い食事情報」も提供している¹⁰⁷。本マニュアルにおいて、生後 6 か月未満の乳児に必要な栄養素のうちビタミン D を除くすべてが提供できるとして母乳育児を勧めている。また母乳代用品を使用する際には、必ず子どもも保健センターよりアドバイスをもらい、個人では作らないことと定められている。これは必要な配分を守り作ることができない恐れがあり、間違った配分のミルクは赤ちゃんの肝臓を傷める恐れがあるからだとしている。

¹⁰³ https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20131054-om-marknadsforing-av_sfs-2013-1054

¹⁰⁴ <https://www.livsmedelsverket.se/om-oss/samarbeten/nationella-amningskommitten>

¹⁰⁵ <https://www.livsmedelsverket.se/en/food-habits-health-and-environment/dietary-guidelines/babies-and-children/spadbarn>

¹⁰⁶ <https://www.livsmedelsverket.se/matvanor-halsa--miljo/kostrad-och-matvanor/gravida>

¹⁰⁷ <https://www.livsmedelsverket.se/globalassets/publikationsdatabas/broschyrer/bra-mat-for-spadbarn-under-ett-ar-livsmedelsverket.pdf>

乳幼児政策は 2013 年に発表された「母乳育児のための協力に関する戦略 2013～2016 年」に次のように述べられている¹⁰⁸。

<目的>

1. 乳幼児の栄養についてのサポート、教育、カウンセリングに関わるサービス及び知識を発展させる
2. すべての母子ケアに関わる医療従業者は授乳のトレーニングを受けること
3. 母乳育児成功のための WHO/UNICEF の 10 か条が、すべての医療従業者に周知されること
4. 乳幼児の食に関するラベルは、食品局のアドバイスに従い作成されること
5. 母乳代用品を求める養育者には、国内法、EU 母乳代用品コード、そして WHO コードに従う限り情報が提供されること

本方針から、スウェーデンでは母乳に関する医療従業者への教育、赤ちゃんにやさしい病院指針を推奨すること、及び母乳代用品についての取り扱いへの重視がみられる。

(エ) 妊娠期及び出産時ケアの質の向上

妊娠期及び出産時ケアの質の向上を目指す活動として、スウェーデン妊娠登録サービス (<https://www.medscinet.com/gr/default.aspx>) が 2013 年より開始された。母子保健サービスに関わる保健サービスより電子登録を通して収集されたデータは、ケアの質向上のための貴重なデータとして活用されている。ちなみに、患者は自身のデータ提供を拒否する権利がある。

¹⁰⁸ <https://www.livsmedelsverket.se/globalassets/om-oss/samarbeten/nationella-amningskommitten/strategisk-plan-for-samordning-av-amningsfragor-2013-2016.pdf>

(オ) 母乳育児率推移

表2：過去10年間の生後期間ごとの母乳育児率

(スウェーデン保健福祉局の統計データより抜粋¹⁰⁹)

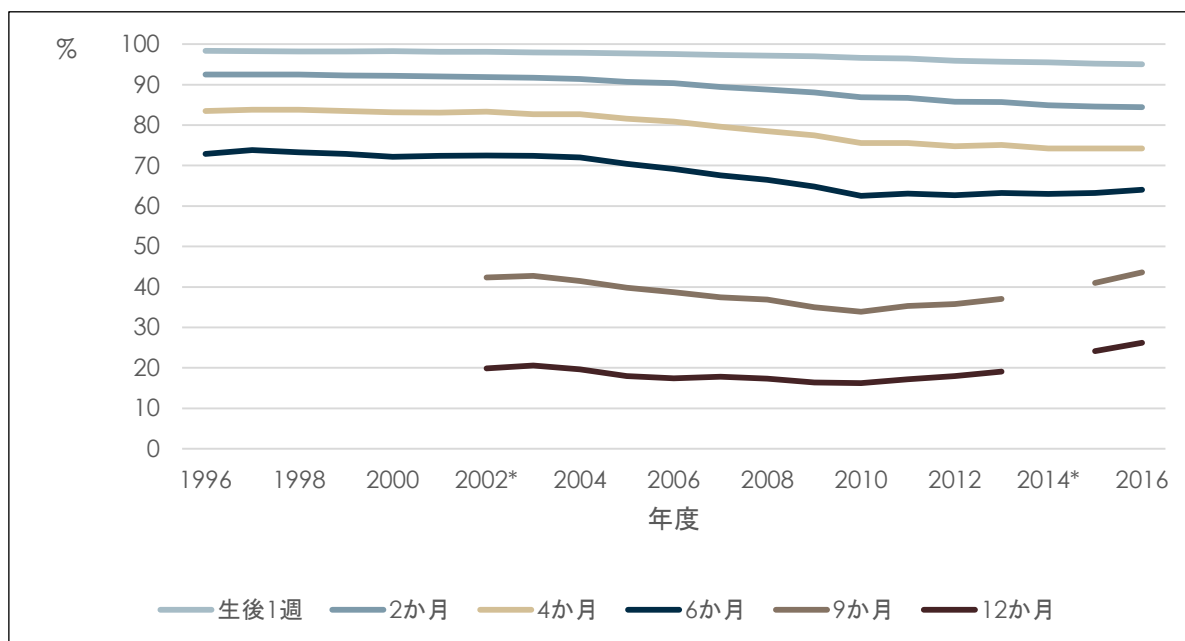
年/生後	生後1週	2か月	4か月	6か月	9か月	12か月
1996	98.4	92.5	83.5	72.9		
1997	98.3	92.5	83.8	73.8		
1998	98.2	92.5	83.8	73.3		
1999	98.2	92.3	83.5	72.9		
2000	98.3	92.2	83.2	72.2		
2001	98.1	92.0	83.1	72.4		
2002*	98.1	91.9	83.3	72.5	42.3	19.9
2003	98.0	91.7	82.7	72.4	42.7	20.6
2004	97.9	91.4	82.7	72.0	41.5	19.6
2005	97.7	90.7	81.6	70.4	39.8	18.0
2006	97.6	90.4	80.9	69.2	38.7	17.4
2007	97.3	89.4	79.6	67.6	37.4	17.8
2008	97.2	88.8	78.5	66.5	36.9	17.3
2009	97.0	88.1	77.5	64.8	35.0	16.4
2010	96.6	86.9	75.6	62.5	33.9	16.2
2011	96.5	86.7	75.6	63.1	35.3	17.2
2012	95.9	85.8	74.8	62.7	35.8	18.0
2013	95.7	85.7	75.1	63.2	37.0	19.1
2014**	95.5	84.9	74.2	63.0		
2015	95.2	84.6	74.2	63.2	41.0	24.1
2016	95.0	84.4	74.2	64.0	43.6	26.2

*生後9か月、12か月の統計は2002年より開始した。

**2014年の生後9か月、12か月は統計的データの質の問題があったため、統計データとして使われていない。

¹⁰⁹ <http://www.socialstyrelsen.se/statistik/statistikdatabas/amning>

グラフ2：年度ごとの生後期間別母乳率（上記表をグラフ化）



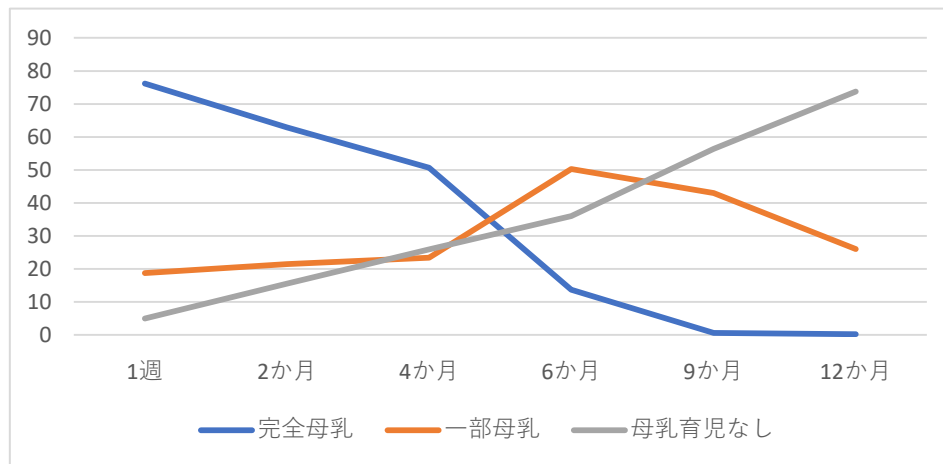
以下は、完全母乳、混合栄養の比率であるが、混合栄養については、「一部母乳」というカテゴリーのみで、混合栄養の内訳について記載のあるデータは確認できなかった。

表3：スウェーデンにおける月齢別母乳育児率（2016年、単位%¹¹⁰）

	子どもの月齢					
	1 週	2 か月	4 か月	6 か月	9 か月	12 か月
完全母乳	76.2	62.9	50.7	13.7	0.6	0.2
一部母乳	18.8	21.5	23.4	50.3	43	26
母乳育児なし	5	15.6	25.9	36	56.4	73.8

¹¹⁰ 保健福祉局管轄の保健福祉委員会が提供する母乳統計データより作成
<http://www.socialstyrelsen.se/statistik/statistikdatabas/amning>

グラフ3：月齢別母乳育児率（2016年）（上記表をグラフ化）



12 か月以降の母乳育児率については以下も調査したが、現時点では確認できなかった。

- ・ スウェーデン保健福祉局が出している母乳統計データ（上記の表及びグラフデータ）

<http://www.socialstyrelsen.se/statistik/statistikdatabas/amning>

- ・ UNICEF 「Infant and young child feeding」

<https://data.unicef.org/topic/nutrition/infant-and-young-child-feeding/>

- ・ OECD 「Family Data base」 Co1.5 Breastfeeding rates

<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>

- ・ 学術データベース「Pubmed」にて「Sweden & breastfeeding」「Sweden infant/toddler&diet 」
を掛け検索

<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/>

- ・ 2 歳児までの母乳育児のデータがないことは、IBAN による 2014 年の調査でも指摘されていた

International Baby Food Action Network(2014) *Report on the situation of infant and young children feeding in Sweden.*

(https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/SWE/INT_CRC_NGO_SWE_19075_E.pdf)

(2) 保育施設での母乳育児支援の内容や方針¹¹¹

全ての1～5歳の子どもは就学前教育を受ける権利を要する。2017年には4歳～5歳の子どもの94%が就学前教育に参加している¹¹²。

保育サービスの形態としては、一般的な全日保育を行う保育所（Daghem）において就学前教育を受ける。Daghemに通うことができない場合は、半日教育を行う幼稚園（Deltidsforskola）、家庭保育所（Familjedaghem）、オープン型幼稚園（Oppen forskola）、夜間保育所（Familjedag-natt-hem）、学童保育所（Fritidshem）、家庭への派遣病児保育などがあり、いずれかを利用できるようになっている。

また0歳児の家庭は育児休暇制度を使い在宅育児をするため、0歳児が就学前教育をはじめとする保育施設に通うことは一般的でない。

自治体は、教育法（Education Act）により、親が保育園の入園を申し込んでから3～4か月以内に籍を提供することが法律で義務付けられており、また私立も公立と同等の補助金がでる。このように保育者が保育施設に通わせるためのハードルを下げており、待機児童問題の解消にも大いに貢献している。

保育費用は、家計収入によって変動し、低所得家庭では無料になるほか、月額でSKE12,87が上限とされている¹¹³。

ア 保育施設におけるケア

健康管理、病児のケアについては、スウェーデンでは家庭で両親がケアできるよう行政と社会による支援体制が確立されており、保育施設は遊びや運動を通したからだづくりという観点で保育を行う¹¹⁴。

スウェーデンでは、家庭で1歳未満の子どもを育てられるように、親に育児休暇中の経済的支援体制が確立されている。育児休暇を使い就学前は家庭にて1歳になるまで母乳育児を行うことが一般的であり、1歳からは5歳になるまで保育施設に通わせる。幼児が8歳に達するまで、子どもをもつ親は6時間勤務に変えることも保証されているため、子どもを保育施設に長時間預けることも稀である。

保育施設は子どものケアとともに、就学前教育という位置づけでもあり、母乳育児支援というよりも、上記で述べたように、からだづくり及び就学前教育の場として述べられることが多い。

¹¹¹ 調査手法：データベース「Pubmed」、「ScienceDirect」より以下のキーワード「breastfeeding, childcare, arent support」を「kindergarten, preschool」で掛けてヒットした文献をもとに本稿の目的に沿う文献を参照。また検索サイト「Google」にて上記キーワードをかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照した。

¹¹² https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-education-and-care-80_en

¹¹³ https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-programmes-pre-primary-education-1_en

¹¹⁴ <https://core.ac.uk/download/pdf/148767611.pdf>

スウェーデン食品局は、健康という観点から保育施設の食事提供に関する推奨を行っている。そこでは、保育施設における栄養価のある良い食事を提供するため、下記を推奨している¹¹⁵。

- ・より多くの野菜と果物を摂取すること
- ・より多くの魚を摂取すること
- ・鍵穴マーク（食品局が認可した健康に良いとされる推奨製品）のついた食品を選ぶこと
- ・ホールグレイン（全粒の穀物）製品を徐々に取り入れること
- ・健康的により良い油を使うこと
- ・砂糖を使っている食事はできるだけ砂糖を使わない食品に変えること
- ・乳製品を推奨
- ・赤身肉を控えること
- ・砂糖を控えること
- ・塩を控えること

スウェーデンでは、前述のように自治体における子ども保健センターでの母乳育児のアドバイスを受けることができるが、子ども保健センターのほか、国民のヘルスケア全般の相談窓口である「1177¹¹⁶」からも、そのほかの食事の支援と同様にアドバイスを受けることができる。

（3）職場での母乳育児支援の内容や方針¹¹⁷（授乳室の設置など）

養育者休暇法によると、すべての従業員は母乳休憩をとる権利が与えられる¹¹⁸。時間は特に規定されておらず、規定上、従業員が望めばいくらかでも休憩をとることが許されているとある¹¹⁹。

労働法では妊娠期および母乳を与える母親の職場環境におけるいくつかの規定があり¹²⁰、雇い主はそれら規定を守り、仮に職場環境規定を守れず働くことができない場合は保険金を政府から受け取ることができる。以下いくつかの職場環境において妊娠期の女性の仕事環境として禁止されている規定である。

¹¹⁵ <https://www.livsmedelsverket.se/globalassets/publikationsdatabas/broschyrrer/bra-maltider-i-forskolan.pdf>

¹¹⁶ 2003年に社会省により設立され、現在ではスウェーデン全国をカバーしている
(<https://www.1177.se/>)

¹¹⁷ 調査手法：データベース「Pubmed」、「ScienceDirect」より以下のキーワード「breastfeeding, childcare, parent support」を「work, job」で掛けてヒットした文献をもとに本稿の目的に沿う文献を参照。また検索サイト「Google」にて上記キーワードをかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照した。

¹¹⁸ <https://www.government.se/4ac87f/contentassets/d163a42edcea4638aa112f0f6040202b/sfs-1995584-parental-leave-act>

¹¹⁹ Save the Children, State of the World's Mothers 2014, p. 43

¹²⁰ <https://www.av.se/halsa-och-sakerhet/graviditet-och-amning/?hl=Ammande>

- ・身体的要因。騒音、衝撃がかかる仕事等
- ・特に暑い室温や気温での仕事
- ・感染の危険がある微小生物に囲まれた仕事
- ・感染の危険がある煙や化学薬品を扱う仕事

職場における母乳支援としては授乳室の設置等は、あまりスウェーデンではすすめられていないようだ。その理由として、公的・民間企業とも女性は9割近くが、男性は8割近くが育児休暇を所得しているためであり¹²¹、授乳期の子どもを持つ親は、育児休暇を所得している傾向にあるためである。また同調査において、育児休業中4分の3の企業が臨時契約社員を雇用し、9割以上の従業員が育児休暇を所得することについて、同僚等との間で人間関係上の困難を感じないとされている。このように育児休暇をとることがスウェーデン社会で一般的となっており、休暇取得中の1年間は家庭内保育として母乳育児を行うのが一般的と言える。

家以外の公共機関、例えば図書館やショッピングモールなどで授乳室の設置は普及している¹²²。スウェーデンでは公共の場での授乳は法的に許可されている。ただし、特に公共の場での授乳をする母親を保護する法律が規定されている訳ではない。そのため、公共の場で公然と授乳をする母親へ注意を促す声が出ることもあり、逆に母親側からは、母親の授乳の権利を保障する法律を望む声も出ている¹²³。

¹²¹ <http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou014/hou14a.pdf>

¹²² <https://sweden.se/society/10-things-that-make-sweden-family-friendly/>

¹²³ <https://www.independent.co.uk/news/world/europe/mother-facebook-public-sweden-campaign-law-a6930711.html>

3. ノルウェー

母乳育児を行う上で、家族、地域自治体など周囲のサポート及び家庭の経済的環境、社会とのつながりが重要なファクターとなる。ノルウェーの育児システム全般のなかでどのように母乳育児支援が行われているのかを理解するため、本稿では最初に子ども支援の実態として、国の子育てシステムの概観し、その上で、母乳育児政策としてどのようなことが行われているのか解説する。

(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針¹²⁴

ア 子育て支援

子育て支援として、国の子育てシステムと児童手当をはじめとする経済的支援がある。本章では、ノルウェーにおける子育てシステムと経済的家庭支援の2点を説明する。

(ア) 子育てシステム

ノルウェーでは、妊婦は無料で検査及び相談が受けられる。相談相手は子ども保健センターで働く助産師または GP（かかりつけ医）から選ぶことができる。妊娠中、一般的には8回の検診（超音波検査含む）を受けるが、妊娠期の働く女性は有給時間として検査を受ける権利を有している¹²⁵。

出産は病院で行うことが一般的であり、出産後は病院とフォローアップの合意のもと、病院は地域自治体の保健センター、GP 及び助産師に妊娠した母親及び子どもの情報を共有する義務がある。出産後は助産師及び看護師による訪問サービスがあるほか、保健センターによる産後フォローアップを受ける¹²⁶。

<産前クラス>

ノルウェーでは多くの母親ないし父親が産前クラスに参加する。助産師、心理療法士、看護師、医師などで構成されるチームが、妊娠期における準備、母乳育児のやり方を講義する¹²⁷。参加は義務ではないが、多くの養育者は参加をし、出産及び母乳育児に関する情報を受けている。

¹²⁴ 調査手法：データベース「Pubmed¹²⁴」、「ScienceDirect¹²⁴」より以下のキーワード「breastfeeding, childcare, parent support」でヒットした文献をもとに本稿の目的に沿う文献を参照。また検索サイト「Google」にて上記キーワードをかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照した。

¹²⁵ <https://helsenorge.no/other-languages/english/pregnancy-and-maternity-care>

¹²⁶ <https://helsenorge.no/etter-fodsel/oppfolging-etter-hjemkomst>

¹²⁷ <https://helsedirektoratet.no/Lists/Publikasjoner/Attachments/97/Er-du-gravid-venter-dere-barn-graviditet-fodsel-og-barseltid-i-norge-IS-1395-engelsk.pdf>

(イ) 家庭への経済支援

児童手当として、次のような支援がされている。

1. 子どもが18歳になるまで、家計所得に関係なく一人当たり970ノルウェークロネ（以下NOK、1クロネ＝13円：2019年3月）の児童手当が毎月支給される。
2. 生後13か月以上23か月未満の保育園に通っていない子どもを持つ家庭には、毎月NOK 6,000の手当が11か月間を上限に与えられる。また週に19時間未満保育園に通っている子どもを持つ家庭には半額のNOK 3,000が毎月支給される。

2点目の、保育園に通っていない子どもを持つ家庭に対する支給手当は、主に在宅育児を前提としたものであり、1998年以降キリスト教民主党を中心とする右派連立政権が、家族の絆を強め、在宅育児により子どもを育てる力を高めるものであるなどとし締結させた。しかし法案締結以来、反対派からは子どもを保育園に通わせないことの動機づけになり、養育者の職場復帰を遅らせることになるという意見も出ており、議論の的となってきた¹²⁸。

統計局のデータによれば、2016年の生後13か月以上23か月未満の子どもにおける本支給手当の受給率は約23%である¹²⁹。ただし、同年齢の82%の子どもは保育施設に通っており¹³⁰、大多数の家庭は1歳以上になると子どもを保育施設に通わせるのが一般的である。

(ウ) 働く養育者への支援制度

ノルウェーでは、以下の通り、労働法¹³¹により育児に関する休暇が規定されている。

<産休制度（Maternity Leave）>

ノルウェーでは産前産後合計12週の産休期間が与えられる。産後6週間は医学的理由により働くことが禁止されている（働くことが許可された医学証明を提出すれば働くことは可能）。

¹²⁸ <https://www.blog.crn.or.jp/lab/01/102.html>

¹²⁹ <https://www.ssb.no/innvandring-og-innvandrer/artikler-og-publikasjoner/kontantstottebruken-gikk-ned>

¹³⁰ <https://www.ssb.no/en/utdanning/statistikker/barnehager>

¹³¹ https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2005-06-17-62/KAPITTEL_13#%C2%A712-1

<育休制度 (Parental Leave) >

両親ともに産前10か月の間に6か月以上職に就いていた場合は、49週の有給の育児休暇期間か59週の割引かれた育児有給期間が与えられる。有給育児休暇の支給額は両親の給与をもとに決められる。基本的には給与全額をカバーしている。有給育児休暇制度の目的としては、乳幼児が1歳になるまで家族が付き添いで育児ができるようにすることであるが、3歳になるまで延長してとることも可能である。育児休暇は両親で振分けることができる。10週が母親に、10週が父親に割り当てられてクォータ制の休暇期間として、この週の振り分けることはできないが、残りの期間は自由に振分けることができる。

また両親には子ども疾病休暇も与えられる。これは、12歳以下の子どもがいる親に年間10日間与えられる権利であり、子どもが病気になった時に有給で休暇を取ることができる制度である。

<父親の育児参加>

上記育休制度にみたように、ノルウェーでは10週間の育児休暇期間が父親に権利として与えられている。1993年に世界に先立って導入された本制度は、当初4週間だったが6週間へ、さらに現在は10週間まで延長されている。この「パバクウォータ」は母親が休暇している間にも取ることも可能であり、父親一人で乳幼児を育てることを強制するものではない。本制度を取り入れて以降、育児休暇取得率は急上昇し（導入年は利用率4%だったが、現在は9割以上が利用）、2015年度には76%の父親が割当期間すべてを利用している¹³²。

イ 母乳支援

(ア) 母乳支援システム

母乳支援のために赤ちゃんにやさしい病院運動¹³³（Baby Friendly Hospital Initiative）と赤ちゃんにやさしい自治体保健運動（The Baby Friendly initiative in Community Health Services）を促進、サポートすることが具体的政策としてあげられている。

赤ちゃんにやさしい病院運動と赤ちゃんにやさしい自治体保健運動とは、1991年にWHOとUNICEFにより起案された母乳育児成功のための10か条¹³⁴に従い、母乳育児を支援、促進するための施策であり、ノルウェーでは1993年に

¹³² <https://www.ssb.no/en/befolkning/artikler-og-publikasjoner/increasing-proportion-of-fathers-using-the-paternity-leave-quota>

¹³³ <https://oslo-universitetssykehus.no/fag-og-forskning/nasjonale-og-regionale-tjenester/nasjonal-kompetansetjeneste-for-amming-nka/mor-barn-vennlig-initiativ-mbvi>

¹³⁴ WHO/UNICEF の「母乳育児成功のための10か条」：詳しくは以下参照（https://www.who.int/nutrition/publications/infantfeeding/bfhi_trainingcourse/en/）

取り入れられた。現在、46の病院のうち、40が10か条の基準を満たした赤ちゃんにやさしい病院と認定されており、国の90%以上の乳児がこの組合で生まれている。また、428の自治体のうち110の自治体が赤ちゃんにやさしい自治体と認定されており、自治体サービスにより提供される予防接種等、母子保健プログラム¹³⁵に国の半数以上の乳児及び児童が参加している。

またノルウェーの自治体保健センターの母乳支援サポートとして、WHO/UNICEFの枠組みに対応するかたちで、地域自治体の枠組みに合わせて、次の6つに取り掛かることを強調している¹³⁶。

1. 保健センターの医療従業者は書面にて母乳方針を周知されること
2. 上記の母乳方針に対応できるようなトレーニングが医療従業者に行われること
3. 妊婦に母乳栄養の利点と母乳を与えるための方法が教えられること
4. 母子ケアや保健センターの組織的協調枠組みが整理されること。保健センターはAmmehjelpen（母乳育児のアドバイス等行うノルウェーのNGO組織）に情報提供すること
5. 母親に授乳の仕方やミルクの与え方を教えること
6. 母親が必要とするサポートを与えること。生後6か月以内の完全母乳育児を目指す。離乳食の導入後、授乳は1歳まで行われ、また母親と子どもが望む限り引き続き行われるのが望ましい

なお、WHO/UNICEFの「母乳育児成功のための10か条」は次の通りである。

1. 母乳育児についての基本方針を文書にし、関係するすべての保健医療スタッフに周知徹底しましょう
2. この方針を実践する為に必要な技能を、すべての関係する保健医療スタッフにトレーニングしましょう
3. 妊娠した女性すべてに母乳育児の利点とその方法に関する情報を提供しましょう
4. 産後30分以内に母乳育児が開始できるよう、母親を援助しましょう
5. 母親に母乳育児のやり方を教え、母と子が離れることが避けられない場合でも母乳分泌を維持できるような方法を教えましょう

¹³⁵ 予防接種や身体測定、授乳カウンセリングサービスなど

¹³⁶

<https://oslo-universitetssykehus.no/fag-og-forskning/nasjonale-og-regionale-tjenester/nasjonal-kompetansetjeneste-for-amming-nka/mor-barn-vennlig-initiativ-mbvi/ammekyndig-helsestasjon>

6. 医学的に必要でない限り、新生児には母乳以外の栄養や水分を与えないようにしましょう
7. 母親と赤ちゃんが一緒にいられるように、終日、母子同室を実施しましょう
8. 赤ちゃんが欲しがるときに欲しがるだけの授乳を勧めましょう
9. 母乳で育てられている赤ちゃんに人工乳首やおしゃぶりを与えないようにしましょう
10. 母乳育児を支援するグループ作りを後援し、産科施設の退院時に母親に紹介しましょう

近年、ノルウェーではこれら赤ちゃんにやさしい病院運動（Baby Friendly Hospital Initiative）と赤ちゃんにやさしい自治体保健運動¹³⁷（The Baby Friendly initiative in Community Health Services）を「未熟児ケア」の運動まで拡大したかたちで取組が進められている。WHOの10か条をベースに、その理念を「未熟児ケア」まで拡大して取り入れ、システムを整理しようという試みである。現在他北欧諸国、カナダと協力しながら枠組みづくりを進めている¹³⁸¹³⁹。

上記の枠組みを受け、母乳育児に関する情報として、養育者は以下の項目を産前から産後にかけて得ることになる¹⁴⁰。

- ・妊娠期間中に母乳育児の利点が教えられる
- ・おしゃぶりやボトルは母乳育児が確立するまでは極力避けること
- ・授乳器及び手絞りでの授乳方法についての書類が渡される
- ・特別な理由がない限り、原則として乳児は母乳以外を提供されない
- ・子どもが望むかぎりには母乳育児を行ってもよいということ
- ・産婦人科からは、母乳育児が落ち着くまではおしゃぶりやボトルは提供されない。
- ・母乳育児を行えない母親には適切なサポートが与えられること

また、ノルウェーでは母乳育児サポートに関して不満などのフィードバックを言う権利を有しており、患者のオンブスマン制度が利用できるようにもなっ

¹³⁷ ノルウェーの国レベルでの取り組み https://oslo-universitetssykehus.no/seksjon/Nasjonal-kompetansetjeneste-for-amming/Documents/Ammekyndig_ENGELSK_nov_2015.pdf

¹³⁸ <https://oslo-universitetssykehus.no/fag-og-forskning/nasjonale-og-regionale-tjenester/nasjonale-kompetansetjeneste-for-amming-nka/mor-barn-vennlig-initiativ-mbvi>

¹³⁹ International Lactation Consultant Association（仮訳：国際母乳育児専門家協会）の赤ちゃんに優しい病院運動紹介ページ。ノルウェーをはじめとした北欧諸国、カナダのワーキンググループは、世界的に赤ちゃんにやさしい病院運動を未熟児、低出生体重児、一時的な医療介入が必要な子など、全てのレベルの新生児ケアへ拡大しようと働きかけている。 <https://www.ilca.org/main/learning/resources/neo-bfhi>

¹⁴⁰ <https://ammehjelpen.no/artikkel/114/helsepersonell>

ている¹⁴¹。このようにして、質の高いサービスを担保していく取組も見られる。

(イ) 母乳代用品の規制

ミルクなど母乳代用品のマーケティングに関する国際基準が WHO によって定められている。母乳代用品の宣伝禁止、無料サンプル配布の禁止が規定されている。

ノルウェーは本 WHO コードを 1983 年より批准し、2008 年には WHO コードに従いながらより包括的な母乳代用品に関する規制を述べた国内の法律を批准した¹⁴²。母乳代用品の安全を確保すること、母乳育児が促進されるべきであることを強調している。

(ウ) 母乳育児推進政策

ノルウェー政府は母乳育児を推進するためのアクションプランを制定している。特に 2007 年に発表された「より良い栄養のためのアクションプラン 2007 年～2011 年¹⁴³」では、以下の通り国の母乳育児目標を掲げ、それを達成するための方針を掲げている。

「より良い栄養のためのアクションプラン 2007 年～2011 年」

<母乳育児目標>

- ・生後 4 か月の乳幼児完全母乳育児率 (Exclusive Breastfeeding) を 44% から 70% に
- ・生後 6 か月の乳幼児母乳のみ育児率を 7 % から 20% に
- ・生後 12 か月の乳幼児母乳率 (Conclusive Breastfeeding) を 36% から 50% に

<母乳育児に関する方針>

- ・母乳育児、乳幼児及び児童の栄養に関する最新の情報を提供すること
- ・赤ちゃんにやさしい運動を引き続き行うこと
- ・母乳用品の国際基準コードを取り入れた国内法を整備すること。そしてコードが批准されていることを確保すること
- ・女性により良い母乳育児休業制度を検討する。例えば有給の母乳休憩はより多くの女性が母乳育児を継続して行うことの励みになる可能性があるため検討を続けること (2014 年には 1 歳以下の乳幼児を育てる 1 日 7 時間以上働いている養育者に対して 1 日 1 時間の有給母乳休憩が労働法で規定された)
- ・乳幼児栄養について最新の研究を検証し、国の推薦項目を整えること
- ・母乳に関する統計システムを整えること

¹⁴¹ <https://ammehjelpen.no/nyhet/144/Rett-til-a-klage-pa-Mor-barn-vennlig-avdeling>

¹⁴² <https://lovdata.no/dokument/SF/forskrift/2008-08-13-936>

¹⁴³ <https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/hod/dokumenter-fha/sem/kostholdsplanen/is-0238-kortversjon-eng.pdf>

また2017年には、健康的な食を通じて、国民の健康を促進する活動を図るアクションプランを制定している¹⁴⁴。2021年までに達成すべきプランの一つの目標として、乳幼児の母乳育児を次の通り、上記2007年のアクションプランより少し数値は変わってはいるが、同様の目標を引き続き目指すことがあげられている。

母乳育児について2021年までに達成すべきプラン（2017年）

- ・ 生後4か月の乳幼児母乳のみ育児率（Exclusive Breastfeeding）を44%から60%に
- ・ 生後6か月の乳幼児母乳のみ育児率を17%から24%に
- ・ 生後12か月の乳幼児母乳率（Conclusive Breastfeeding）を35%から50%に

（エ）母乳育児推進 情報提供

公共機関は、母乳育児は赤ちゃん並びに女性自身にとって良い影響である、ということを強調し母乳育児の情報提供を実施している¹⁴⁵。

赤ちゃんにとって良い影響として次が挙げられる。

- ◎感染予防
- ◎免疫システムを強化させることにつながる
- ◎母乳は身体的成長のためのホルモンおよび酵素である
- ◎母親とのつながり、肌の触れあいがもてる
- ◎成長のための栄養

また母親にとっての良い影響として次が挙げられる。

- ◎より早い産後の子宮収縮
- ◎月経の始まりを遅くする
- ◎通常の体重に戻りやすくする

また母乳育児は環境にやさしく、衛生的で実践的であり、費用がかからずよいとされる。

¹⁴⁴

https://www.regjeringen.no/contentassets/fab53cd681b247bfa8c03a3767c75e66/norwegian_national_action_plan_for_a_healthier_diet_an_outline.pdf

¹⁴⁵ <https://helsenorge.no/etter-fodsel/amming>

(オ) 保健システムと保健従事者トレーニング

オスロ大学病院に置かれているノルウェー母乳育児センターは¹⁴⁶、保健従業者に対するトレーニングを積極的に推し進めている。ヘッドマーク大学 (University College in Hedmark) と協力し、授乳期の母親の助けをしている保健従業者に対する 2 セメスター制のパートタイムのコースを開講している。また同機関は全ての病院がアクセス可能な E ラーニングコースと年間の医療コースを開講している。

(カ) その他政策・支援

<Ammehjelpen (Feeding Help, 母乳育児サポート) >

1968 年に設立された Ammehjelpen¹⁴⁷ と呼ばれる NGO は、母乳育児推進を進める。本 NGO は、母乳育児を行った経験のある女性を中心とした組織で、母乳育児のアドバイスやサポートを行っている。母乳支援相談は 24 時間受付可能であり、保健センターやクリニック等公共機関の代用として機能している。また育児を行う母親同士が育児の悩みを相談しあう場としても機能しており、母乳育児に関する様々な情報交換を行っている。

<Trygg Mammamedisin (安心のお母さん医療) >

Trygg Mammamedisin は妊産期の母親及び養育者を対象とした個別相談アドバイスを提供する公共機関である¹⁴⁸。電話及びウェブ上の質問を受け付けており、サービスは無料である。

¹⁴⁶ オスロ大学病院の母乳育児センター (The Norwegian Resource Centre for Breastfeeding)。オスロ大学病院は母乳育児の他にも例えば高齢者の健康問題など、いくつかの国のリサーチや推奨を行うセンターを構えている。<https://oslo-universitetssykehus.no/fag-og-forskning/nasjonale-og-regionale-tjenester/nasjonal-kompetansetjeneste-for-ammings-nka/kurs-og-kompetanseutvikling-ammings-videreutdanning-i-ammeveiledning-via>

(オスロ大学病院を含む公立の病院の運営主体は 4 つの地域当局となっており、保健福祉省が管轄している。オスロ大学病院は南東地域に属する) <https://www.regjeringen.no/en/dep/hod/organisation-and-management-of-the-ministry-of-health-and-care-services/Departments/the-department-of-hospital-ownership/id1413/>

¹⁴⁷ <https://ammehjelpen.no/>

¹⁴⁸ <https://www.tryggmammamedisin.no/>

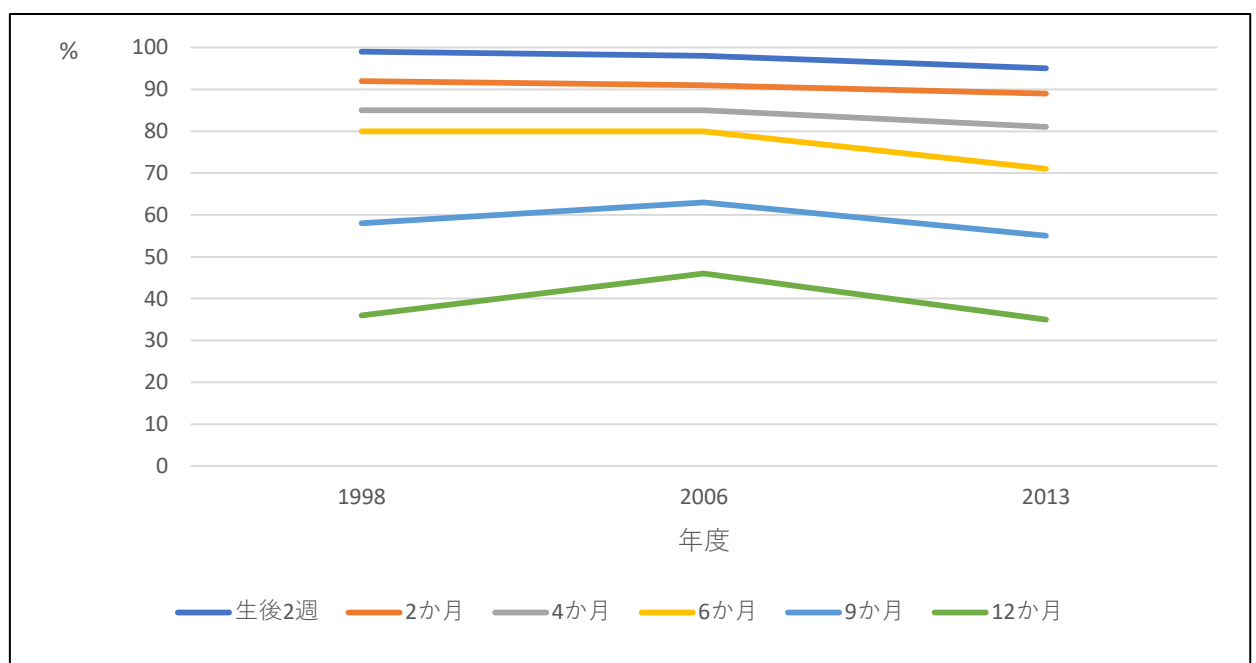
(キ) 母乳育児率推移

ノルウェー保健庁が発表している1998年、2006年、2013年の母乳育児統計データは下記の通りとなる¹⁴⁹。

表1：2013年母乳育児統計データ

年／生後	生後2週	2か月	4か月	6か月	9か月	12か月
1998	99	92.0	85.0	80.0	58.0	36.0
2006	98	91.0	85.0	80.0	63.0	46.0
2013	95	89.0	81.0	71.0	55.0	35.0

グラフ1：年度ごとの生後期間別母乳率（上記テーブルをグラフ化）



さらに、完全母乳および2歳までの混合栄養の比率は以下のとおりである。
「一部母乳」とされた混合栄養の内訳については記載のあるデータが確認できなかった。

¹⁴⁹ <https://helsedirektoratet.no/Lists/Publikasjoner/Attachments/273/Amning-og-spedbarns-kosthold-landsomfattende-undersokelse-2013-IS-2239.pdf>

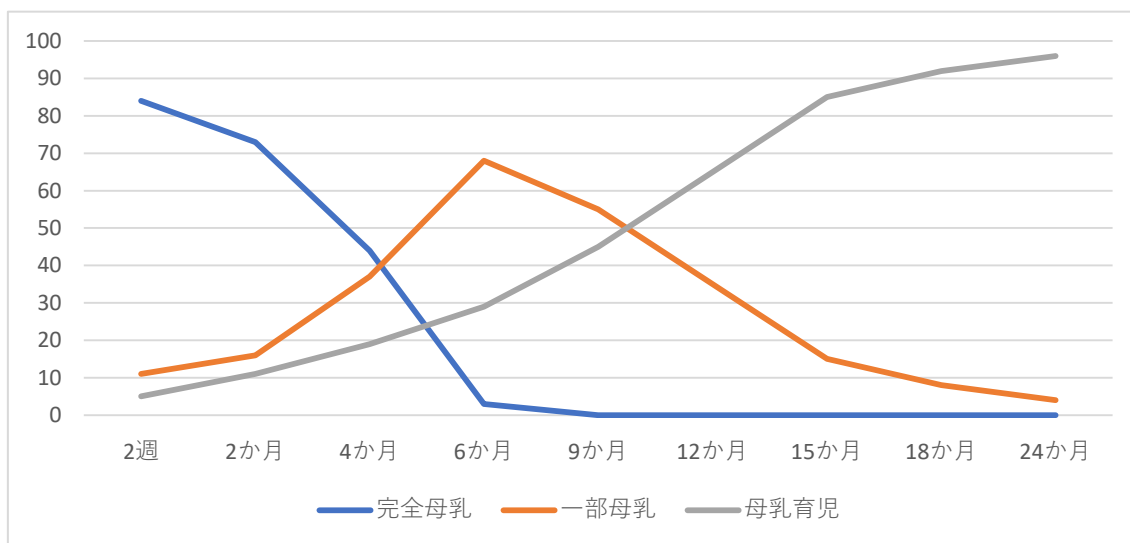
表2：ノルウェーにおける月齢別母乳育児率（単位％）

	子どもの月齢								
	2 週	2 か月	4 か月	6 か月	9 か月	12 か月	15 か月	18 か月	24 か月
完全母乳	84	73	44	3	-	-	-	-	-
一部母乳	11	16	37	68	55	35	15	8	4
母乳育児なし	5	11	19	29	45	65	85	92	96

ノルウェー保健庁提供のデータより上の表及び下記グラフを作成した。但し、

- ・2 週～12 か月はノルウェー保健庁による 2013 年調査データ¹⁵⁰
- ・15 か月～24 か月は同ノルウェー保健庁による「2 歳児の食事調査」2007 年調査データ¹⁵¹の数値となっている。

グラフ2：月齢別母乳育児率（単位％）（上記テーブルをグラフ化）



¹⁵⁰ Amming og spedbarns kosthold Landsomfattende undersøkelse 2013(<https://www.helsedirektoratet.no/tema/aming-og-spedbarnernaring>)

¹⁵¹ Småbarnskost – 2 år Landsomfattende kostholdsundersøkelse blant 2 år gamle barn (<https://www.helsedirektoratet.no/rapporter/spedkost-og-smabarnskost-landsomfattende-kostholdsundersokelser>)

(2) 保育施設での母乳育児支援の内容や方針¹⁵²

ア 概要

ノルウェーでは1歳以上のすべての子どもは保育所に行く権利を持つ。2009年よりすべての子どもに1歳から保育所に通う権利を保障し、2012年からは在宅育児手当の支給期間が23か月から11か月に短縮されるなど、子どもを早いうちに保育施設に送る試みが進められている。

1歳以上の母乳育児率は8%と1歳未満から急激に下がり¹⁵³、1歳以上の母乳のみでの育児はほぼ行われていないようである。1歳以上から子どもを保育所に預けることがノルウェーでは一般的であり(下記(3)で述べる育児休暇制度を1年間使い、家庭にて母乳育児をする)、1歳以上の時期には多くの家庭で母乳断ちをしており、また母乳を続ける家庭でも子どもの送迎後に家庭で行うことが多いようである。

イ 保育施設におけるケア

ノルウェーの保育施設は5歳児までを対象としており、6歳以上の子どもは義務教育の対象となり、初等教育機関に通う。保育施設の利用は任意であり、公立の保育施設と私立の保育施設が約1対1の割合で設立されている¹⁵⁴。公立・私立とも施設の基準や子どもの教育内容等、同じ法律及び枠組みが適用され、地域自治体が実施主体となり教育及び保育施設のケアにおける方針を定める。各地域自治体を管轄する政府は子ども平等・社会省(The Ministry of Children and Equality)である。

全て無料で受けられる公教育とは異なり、保育施設の費用は養育者が負担する。0歳児の子どもは養育者が育児休暇を使い、保育施設は利用せず、在宅育児を行うことが一般的である。1歳から5歳児の子どもをもつ家庭は保育施設の利用か在宅育児を選択するようになる。近年保育施設が整備されたことに相まって、ほぼすべての子どもが保育施設に通っている。

¹⁵² 調査手法: データベース「Pubmed」、「ScienceDirect」より以下のキーワード「breastfeeding, childcare, parent support」を「kindergarten, preschool」で掛けてヒットした文献をもとに本稿の目的に沿う文献を参照。また検索サイト「Google」にて上記キーワードをかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照した。

¹⁵³ https://cdn.kellymom.com/wp-content/uploads/2012/05/Norway_BF_rates2006.png

¹⁵⁴ <https://www.ssb.no/en/utdanning/statistikker/barnehager>

表2：保育施設利用児童数及び利用率

(2017年、ノルウェー統計局データ¹⁵⁵より抜粋加工)

保育施設利用育児数	281,622
利用率 (%)	1～5歳：91.3 >1～2歳：82.5 >3～5歳：97.0

5歳児までの保育施設利用率は9割以上を数え、また母乳育児が最も当てはまるであろう1歳～2歳の保育施設利用率は82%以上である。保育施設は認可保育施設（パルネハーゲ）、ファミリーデイケア、保育者と一緒に自由に訪れることができるオープン保育施設がある。1歳～5歳までの入園率は90%を数え¹⁵⁶、保育法（Kindergarden Act）¹⁵⁷によって自治体は全ての希望する親に保育施設を提供する取決めとなっており、日本のような待機児童問題はないと言われる。

児童福祉を推進する法律として児童福祉法（The Child Welfare Act¹⁵⁸）があり、この法律はすべての自治体が児童福祉サービスを提供することを規定している。本法律に基づき、保育施設は子どもが健康や発達にとって有害と思われる環境（虐待など要保護を必要とする家庭、子どもにとって有害な環境の地域）を見つけ次第自治体に連絡することが義務付けられており、基本的なケアは養育者と協力しながら行うことになっている。保育施設は就学前教育として位置づけられており、児童のケアを行う福祉的社会機能を果たす役割とともに、教育の場としても機能している。このことから、母乳育児よりも生活のケア及び教育という観点から保育施設での育児は語られることが多い。

また健康という観点から保育施設における食事の推奨もノルウェー保健庁からだされている。保育施設では、以下の国民向け食事アドバイスに従った食事が保育施設においても提供されるべきであるとしている¹⁵⁹。

¹⁵⁵ <https://www.ssb.no/en/utdanning/statistikker/barnehager>

¹⁵⁶ <https://www.ssb.no/>

¹⁵⁷ https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2005-06-17-64#KAPITTEL_3

¹⁵⁸ <https://www.regjeringen.no/en/dokumenter/the-child-welfare-act/id448398/>

¹⁵⁹ <https://helsedirektoratet.no/retningslinjer/mat-og-maltider-i-barnehagen/seksjon?Tittel=anbefalinger-for-mat-og-20014641#mat-og-m%C3%A5ltider-som-serveres-i-barnehagen-b%C3%B8r-v%C3%A6re-varierte-og-i-tr%C3%A5d-med-helsedirektoratets-kostr%C3%A5d-sterk-anbefaling>

提供されるアドバイスは次のようなものである。

- 多くの野菜、果物、ベリー、ホールグレイン（全粒の穀物）、魚を含んだ食事。また赤身肉、砂糖、塩は少なめにして食事を楽しむこと
- 食や飲み物から接種するエネルギーと体を動かして消費するエネルギーのバランスを整えること
- 毎日少なくともスプーン5杯分の野菜、果物、ベリーをとること
- 1週間に2～3回は魚をとること。赤身肉の摂取は極力控えること
- 乳製品では低脂肪を選ぶこと
- バターやハードマーガリンよりもソフトマーガリンを選ぶこと
- 砂糖が多い食事や飲み物を避けること
- 喉が渴いたときには水を選ぶこと

母乳支援という観点でみると、自治体が児童福祉に対する実施責任を有しており、保育園に通っている子どもをもつ家庭は自治体における保健センターでの母乳育児アドバイスなどを受けることが多い。自治体保健センターでは、入園前の児童に対する健診を行うほか、母乳育児に対するガイダンス及びアドバイスを行っている。公共機関で働く看護師は保育園及び保健センターと密接に関わっており、看護師もしくは医師は特別なサービスや処置が必要だと判断した場合は病院を紹介するようになっている¹⁶⁰。

¹⁶⁰ <https://www.aal.kommune.no/english/#kindergarten>

(3) 職場での母乳育児支援の内容や方針¹⁶¹（授乳室の設置など）

職場における授乳への方針としては、ノルウェー労働局で、職場で働く女性の授乳休憩について以下のように規定している¹⁶²。

- 職場で働く母親は望む時間にいつでも授乳を行う権利を有する
- 1日7時間以上働く、1歳以下の乳幼児をもつ母親には1時間の有給で母乳を与える権利が与えられている。
- 1日7時間以下の労働の場合、無休の授乳休憩はいつでもとることが許される。無休授乳は子どもの年齢制限はない。
- 労働時間のいつに、そしてどのように授乳をするかは母親の求めによる。雇用主はいかなる理由でも、授乳の時間及び方法について指示を与えることは許されない
- 労働環境法（The Working Environment Act）では、1日に30分の授乳時間を2回とること、もしくは1日の労働時間を1日1時間まで少なくすることを保証している¹⁶³。

職場における授乳は全ての従業員に与えられている権利である。労働時間のいつ、どのような方法で授乳を行うかは養育者の自由である。多くの女性は生後1歳近くになるまで、有給の育児休暇を所得して子どもを育てるようである。1歳以上になると保育園に子どもを通わせる。

手厚い育児休暇制度をベースに、ノルウェーの母乳支援策は家庭をベースに整理されてきた。多くの場合、母親は育児休暇中の1歳までに母乳育児を終えて職場復帰をするためか、職場における授乳室の設置等よりも育児休暇制度や父親の育児参加を通した母乳育児への理解や支援といった観点から議論されることが多い。但し、職場における母乳規定があるように、働く女性の母乳育児権利は保証されている。

¹⁶¹ 調査手法：データベース「Pubmed」、「ScienceDirect」より以下のキーワード「breastfeeding, childcare, parent support」を「work, job」で掛けてヒットした文献をもとに本稿の目的に沿う文献を参照。また検索サイト「Google」にて上記キーワードをかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照した。

¹⁶²

<https://www.arbeidstilsynet.no/arbeidsforhold/permisjon/foreldrepermisjon/ammefri/?fbclid=IwAR2ZoEZsYaVQBptyqsU7x-Sler3GcdjyDlpj032hhWmcYYw5gf-qH0uaE5s>

¹⁶³ <https://www.arbeidstilsynet.no/regelverk/lover/arbeidsmiljolooven/12/12-8/>

4. オーストラリア

※表記について： オーストラリアの各州については、以下のように略称で表記する

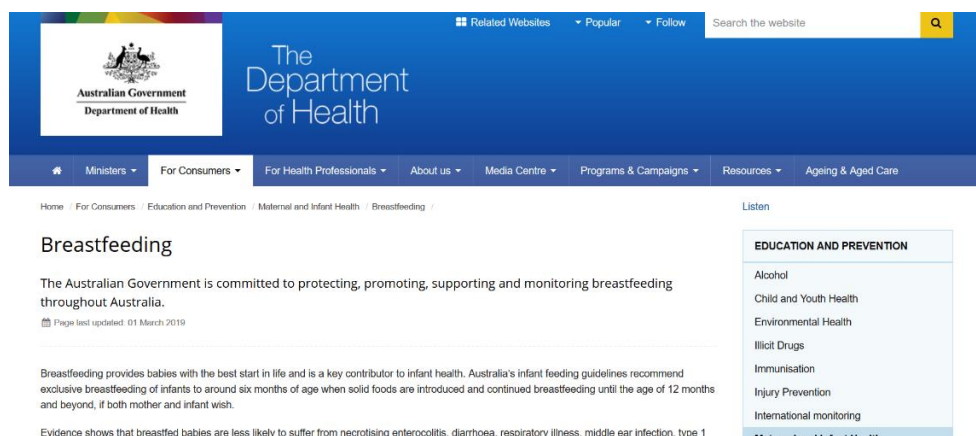
オーストラリア首都特別地域	ACT
西オーストラリア州	WA
ビクトリア州	VIC
クイーンズランド州	QLD
南オーストラリア州	SA
タスマニア州	TAS
ニューサウスウェールズ州	NSW
ノーザンテリトリー	NT/北部準州

(1) 母乳育児支援・子育て支援全般に関する国の方針¹⁶⁴

オーストラリアでは妊娠から子どもの就学前までの道のりで両親をサポートするための様々なシステムが充実¹⁶⁵している。妊娠、出産、親であること、および子育てについてなど個人的なアドバイスや指導を母子保健師からのサポートとして得られると同時に、病院ベース、コミュニティベース、電話やオンラインでのサービスも充実している。

ア 国（オーストラリア連邦）の方針

(ア) オーストラリア保健省¹⁶⁶



¹⁶⁴ 調査手法：検索サイト「Google」にて「breastfeeding australia support」をかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照。また、オーストラリア政府保健省のホームページも参照。

¹⁶⁵ 政府公式サイト 妊娠 出産 子育て <https://www.pregnancybirthbaby.org.au/>

¹⁶⁶ 保健省のホームページより <https://www.health.gov.au/breastfeeding>

連邦政府としてオーストラリア全域で母乳育児の保護、促進、支援および監督に取り組んでいる。保健省のホームページでは、次のように母乳育児を推奨する記述がある。

母乳育児は赤ちゃんの人生に最高のスタートを提供し、乳児の健康に大きく貢献する。オーストラリアの乳児栄養ガイドライン¹⁶⁷では、母親と乳児の両方が望む場合、離乳食が6か月頃までに始まったとしても12か月頃まで継続的に母乳のみでの授乳方法を推奨している。

母乳で育てられた赤ちゃんは、壊死性全腸炎、下痢、呼吸器疾患、中耳感染症、1型糖尿病と小児白血病に罹患する可能性が低いという証拠が示されている。母乳で育てられた赤ちゃんが認知的発達を強化したことを示す研究結果もあり、母乳育児はまた、出産からのより早い回復を促進し、晩年の乳癌および卵巣癌のリスクを減らし、そして母親の鬱病を減らすことによって母親にも益をもたらす。

オーストラリアの全国乳児栄養調査統計によると、2010年のオーストラリアの0～24か月の子どもでは、90%が母乳のみで始まり、5か月まで（つまり6か月以内）の乳児で母乳のみで育てられたのは、たったの15.4%であることがわかっている。

全国レベルでは、2008年からオーストラリアの母乳育児協会（ABA, Australian Breastfeeding Association¹⁶⁸、後述）のボランティアが母乳育児情報を提供し、毎年8万人以上の母親にサービスの提供を行っており、オーストラリア政府は、そのために必要なインフラを支援するための資金を提供している。

（イ）乳幼児の食に関するガイドライン

保健省及び National Health and Medical Research Council（仮訳：国民保健医学研究審議会）による「健康のための食事—乳幼児摂食ガイドライン：保健職員のための情報」（EAT FOR HEALTH Infant Feeding Guidelines Information for health workers）¹⁶⁹では、オーストラリアの母乳育児の状況、母子への恩恵に加え、母乳

¹⁶⁷ （イ）参照

¹⁶⁸ オーストラリア母乳育児協会のサイト

<https://www.breastfeeding.asn.au/bf-info/breastfeeding-and-law/legalright>

¹⁶⁹ 乳幼児の食に関するガイドライン 2012年版 11ページ

https://www.eatforhealth.gov.au/sites/default/files/files/the_guidelines/n56_infant_feeding_guidelines.pdf

https://www.eatforhealth.gov.au/sites/default/files/files/the_guidelines/n56b_infant_feeding_summary_130808.pdf 2013年版概要版

育児実践による地域社会への恩恵について、これを保護し推進する仕組みについて述べている。さらに母乳育児の恩恵だけでなく、人工乳や離乳食へのガイド、保健医療職員の責務や準備といった、乳幼児の摂食全般に関する政府の立場を示している。

同書第2章、3章、及び5章は、母乳育児の開始、確立及び維持、母乳の搾乳及び保管についてのガイドとなっている。一部を以下に抜粋する。

主要な点

- オーストラリアの女性の大多数は母乳育児を開始しますが、6か月で母乳育児の割合は約50～60%に低下しますが、ほんの25%の女性しか推奨されている12か月までの完全な母乳育児を達成していません。
- 6か月程度までの完全な母乳育児は、乳児の短期、中期、長期にわたる最も低い罹患率と死亡率と関連しています
- 母乳育児や長期の母乳育児は、その後の肥満のリスクが最も低いとされています。
- 母乳育児は、分娩後出血、乳がんや卵巣がん、無月経の長期化のリスクの低下など母親にとって健康上の利点があります。
- 母乳育児はまた、家族や社会に経済的な益をもたらし、環境条件や住居、衛生状態が悪い地域社会においても乳児に最適な保護を提供します。
- オーストラリアの母乳育児政策 2010–2015 年は、オーストラリアにおける母乳育児の保護、促進、支援および監視のための枠組みを提供します。

イ 法制度にみられる支援策

オーストラリア母乳育児協会（ABA, Australian Breastfeeding Association）¹⁷⁰のサイトを参照した。法律面では1984年の連邦性差別禁止法（Sex Discrimination Act 1984）¹⁷¹の下で提供されている保護に加えて、オーストラリア個々の州および地域で、仕事、教育、商品やサービスの提供などの分野で母乳育児中の女性の権利を保護するための独自の法律が制定されている。詳細は異なるため、州または地域の政府機関に確認することが望ましい。

ACT を例に挙げると、母乳育児は保護の対象であり、そのため商品やサービスの提供、宿泊施設、金融サービス、雇用、スポーツ、教育、施設へのアクセス、質

¹⁷⁰ オーストラリア母乳育児協会のサイト

<https://www.breastfeeding.asn.au/bf-info/breastfeeding-and-law/legalright>

¹⁷¹ 連邦性差別禁止法 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2014C00002>

易や専門組織の会員へのアクセス、認可されたクラブ、ビジネスパートナーシップ、情報の要求および広告などの分野における母乳育児に基づく差別は違法であるとしている。

オーストラリア人権委員会からの各州法に関するさらに全般的な情報は、A guide to Australia's anti-discrimination laws¹⁷²を参考にすることもできる。

その中の一例として ACT では、差別法 1991¹⁷³に基づき遵守している

性別、セクシュアリティ、性同一性、人間関係、親または介護者としての地位、妊娠、母乳育児、人種、宗教上または政治上の有罪判決、扶助を含む障害、産業活動、年齢、職業、貿易、上記の属性の一つを持つ人との職業または呼びかけ、使用済みの信念、および（親戚としてまたはその他の方法で）関連付け。

この法律では、人種、セクシュアリティ、性同一性、または HIV / AIDS の地位に基づくセクシャルハラスメントおよび中傷も禁じられている。

ウ オーストラリアにおける母乳育児の実態調査

2013 年 12 月のオーストラリア家族研究所¹⁷⁴（IFS, institute of family studies）の報告からの抜粋を参照する。

母乳育児は、母と子ども双方の健康にとって重要なものである。世界保健機関（WHO）は、2003 年に、6 か月の母乳育児と 2 年以上の母乳育児の継続を推奨している。しかし、2010 年にオーストラリア健康福祉研究所（AIHW, Australian Institute of Health and Welfare）により実施が始まった、オーストラリアでの乳児の摂食習慣に関する最新（2013 年現在）の全国調査¹⁷⁵によると、大部分の乳児（96%）は母乳で育てられ始めたが、39%の乳児は、わずか4 か月未満で母乳を終了し、誕生後 6 か月まで母乳で育てられたのはわずか 15%だけである。乳幼児全体の 35%は、生後 4 か月から離乳食を摂取している。また生後 1 年は牛乳の摂取が勧められていないにもかかわらず、7%の乳幼児は 6 か月目で飲み始めている。6 か月間、完全母乳で育児されている乳児は全体のわずか 2%にすぎないことが示された。

¹⁷² 人権法に関するクイックガイド

<https://www.humanrights.gov.au/employers/good-practice-good-business-factsheets/quick-guide-australian-discrimination-laws>

¹⁷³ 差別法 1991 www.legislation.act.gov.au/a/1991-81/current/pdf/1991-81.pdf

¹⁷⁴ オーストラリア家族研究所（IFS, 家族関連問題を研究する政府の研究機関である）

<https://aifs.gov.au/publications/family-matters/issue-93/workplace-support-breastfeeding-and-health>

¹⁷⁵ 2013 年乳児の摂食習慣に関する全国調査(2010 Australian national infant feeding survey: indicator results)健康福祉研究所発行（政府研究機関）

<https://www.aihw.gov.au/reports/mothers-babies/2010-australian-national-infant-feeding-survey/related-material>

以下は調査結果の一例で、いずれも 2010 年の状況である。

Table 1: 母乳を摂取している乳幼児の割合	
生後の年齢(ヶ月)	割合(%)
0 (1か月未満)	90.2 ± 10.8
1	74.6 ± 1.9
2	72.7 ± 1.5
3	70.3 ± 1.5
4	68.7 ± 1.5
5	62.9 ± 1.6
6	60.1 ± 1.7
7-12	42.2 ± 2.3
13-18	18.2 ± 1.9
19-24	7.4 ± 1.3

Table 2:完全母乳摂取のみの乳幼児の割合		
月	期間	割合(%)
0	1か月未満	61.4 ± 0.6
1	2か月未満	55.8 ± 0.6
2	3か月未満	48.0 ± 0.6
3	4か月未満	39.2 ± 0.6
4	5か月未満	27.0 ± 0.5
5	6か月未満	15.4 ± 0.4
6	7か月未満	2.1 ± 0.2

Table 3: 主として母乳を摂取した（その他の食料も含まれる、例 牛乳）乳幼児の割合

月	期間	割合 (%)
0	1 か月未満	64.7 ± 0.6
1	2 か月未満	60.3 ± 0.6
2	3 か月未満	53.8 ± 0.6
3	4 か月未満	47.1 ± 0.6
4	5 か月未満	34.6 ± 0.6
5	6 か月未満	20.9 ± 0.5
6	7 か月未満	3.9 ± 0.2

Table 6: 母親の社会人口学的な特徴による母乳育児の経緯	
社会人口学的特徴	割合〈%〉
母親の年齢	
24 歳, もしくはそれ以下	93.6 ± 1.8
25-29	95.4 ± 1.0
30-34	96.6 ± 0.6
35 歳, もしくはそれ以上	96.0 ± 0.6
パリティ	
初めての子供	97.5 ± 0.6
二人目以降	95.0 ± 0.6
教育背景	
学士号, もしくはそれ以上	98.4 ± 0.4
卒業証書/証明書	95.7 ± 0.6
12年生の教育, もしくはそれと同等	93.9 ± 1.4
11年生の教育, もしくは学校に行っていない	88.4 ± 2.2
喫煙状況	
毎日	88.2 ± 2.6
時々	94.5 ± 2.8
喫煙経験なし	96.7 ± 0.4
世帯総収入(1年) 1AUDドル=80円と仮定した場合	
1,200万以上	98.3 ± 0.8
700万から1,199万	97.5 ± 0.6
420万から699万	95.9 ± 0.8
200万から419万	94.7 ± 1.2
200万以下	92.7 ± 1.6
母親の出生国	
オーストラリア	95.8 ± 0.4
外国	96.4 ± 0.8
家庭内での主言語	
英語	95.9 ± 0.4
その他	96.4 ± 1.2
総計	95.9 ± 0.4

Table 7: 地域の違いにみられる母乳育児状況の割合	
地域など	Per cent
州／地域	
□ ニューサウスウェールズ州 (NSW)	95.9 ± 0.8
□ ビクトリア州 (VIC)	96.1 ± 0.8
□ クイーンズランド州 (QLD)	96.1 ± 1.0
□ 西オーストラリア州 (WA)	95.3 ± 1.4
□ 南オーストラリア州 (SA)	94.3 ± 1.8
□ タスマニア州 (TAS)	96.1 ± 2.2
□ オーストラリア首都特別地域 (ACT)	99.6 ± 0.2
□ ノーザンテリトリー (NT/北部準州)	99.5 ± 0.6
地域状況	
大都市	96.2 ± 0.4
都市部に近い遠隔地	94.4 ± 1.2
都市部から離れた遠隔地	97.0 ± 1.2
リモートエリア	97.8 ± 2.0
総計	95.9 ± 0.4

エ オーストラリア首都特別地域 (ACT)

ACT を例に挙げると、キャンベラヘルスサービス (Canberra Health Services) などの公的機関が母乳育児のサポートサービスを表¹⁷⁶にまとめ提供している。以下に一例を挙げる。

■ 医療機関

- ① 女性と子どものための ACT ヘルス・センテナリー病院
助産師からの紹介により母乳育児に関する講習を提供している
- ② クイーンエリザベスII 家族センター
医療専門家からの紹介のみで、複雑な授乳やその他の摂食障害に対する入院患者サポートを提供

■ 地域コミュニティ

- ① ACT ヘルス 母子保健看護サービス (MACH)
初期の授乳などをサポート
- ② オーストラリア母乳育児協会 (ABA)
資格を有するカウンセラーによる母乳育児支援制度、講習

¹⁷⁶ ACT 保健行政当局による「母乳育児支援サービス (support services for breastfeeding women)」印刷物 <https://health.act.gov.au/sites/default/files/2018-10/ACT%20breastfeeding%20support%20services.pdf>

■ 電話

① 各機関 電話番号・時間

■ オンライン

① 各機関のウェブアドレス

オ ニューサウスウェールズ州 (NSW)

補足資料として、NSW にて配布されている母乳育児プロシユア (Breastfeeding your baby)¹⁷⁷も参考にした。

① なぜ母乳育児が勧められるか？

母子共に健康、発育の面、精神面においてベストな方法であるとともに、家族にも経済的に、また安全で快適な環境をもたらす

② 推奨される期間

生後6か月までは、母乳育児のみが望ましい。1年を過ぎても、母乳を与えるなら、様々な益が母子ともにある

③ 母乳について学ぶ

初乳とは何か、母乳を続けるために努力が必要など

④ どのように母乳を与えるか

姿勢、乳児の体勢など、乳房と乳児との距離など
左右どちらの乳房でスタートするか、落ち着く方法など

⑤ 目標にできる点

最初の1週間・・・慣れていく
1か月間・・・習慣にする方法など
6か月後

⑥ 母乳を保存する方法

自分の手で搾乳する方法、ポンプの使い方など

⑦ よくある疑問

⑧ 職場復帰に関して

職場での授乳や搾乳、出勤のための母乳の保管、人工乳との併用といった工夫や選択肢

¹⁷⁷ 2016 年 NSW 州保健省の母乳育児情報冊子 "Breastfeeding your baby"
<https://www.health.nsw.gov.au/kidsfamilies/MCFhealth/Publications/breastfeeding-your-baby.pdf>

(2) 保育施設や職場での支援に関して、国として推奨・義務づけている支援・制度等の内容¹⁷⁸

オーストラリア母乳育児協会 (ABA, Australian Breastfeeding Association) の提供する母乳育児にやさしい職場プログラム¹⁷⁹は、オーストラリアの母乳育児情報、教育、そして 50 年以上にわたる支援を提供してきたイニシアチブである。

母乳育児と仕事を組み合わせることで女性を支援するために何百もの組織と協力しており、母乳育児中の従業員の仕事への復帰を容易にするのを助けるために専門知識を実践経験と結びつけるものとなっている。

これによると、母乳育児支援を職場の文化に統合することは、ビジネス上の理念にかなっている。利点としては、定着率の向上、欠勤の削減、採用コストの削減、企業の貴重な知識の保持など多くある。組織が母乳育児支援の分野でベストプラクティスを確実に満たすようにすることで、職場は家族に優しい環境を作り出すことに専心していると認識される。従業員に、母乳育児と仕事をうまく組み合わせるための最良の機会があることを確認することで、従業員を大切にすることにもつながる。

<職場における機会均等と多様性に関して¹⁸⁰>

母乳育児にやさしい職場認定プログラム (BFWA, Breastfeeding Friendly Workplace Accreditation) は、出産や子育て中に女性と男性の従業員間の多様性を尊重することで、組織の「包括性と多様性のアジェンダ」の達成を支援している。親子関係を通して習得される貴重なスキルは多く、職場ではこれらの経験が組織にとってどのように役立つかが認識され始めている。こうした子育てをする経験をしている人を雇用していることが会社の資産になるという概念に基づいて、BFWA は、母乳育児にやさしい慣行や施設の開発を支援することによって、貴重な従業員の確保と新しい従業員の誘致を支援している。

¹⁷⁸ 調査手法：

検索サイト「Google」にて「breastfeeding Australia workplace support childcare」をかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照。また、オーストラリア政府保健省のホームページも参照。

¹⁷⁹ 母乳育児にやさしい職場プログラム <https://www.breastfeeding.asn.au/workplace>

¹⁸⁰ <https://www.breastfeeding.asn.au/bfinfo/equal-opportunity-and-workplace-diversity-%E2%80%94-what-does-it-mean>

必要とするサポートの重要な要素

1. 母乳育児、または母乳を搾乳するためのプライベートで快適な空間
2. 就業中に母乳を与えるか、または搾乳するための時間
3. 雇用主や同僚からの支援

「母乳育児にやさしい職場」BFW 認定は、ABA によって、母乳育児中の従業員を労働力で支援するための3つのシンプルな基準 - 空間、時間、および支援を提供する組織に授与されるアワードで、BFW ツールキット¹⁸¹を使用することで必要な情報や実用的なリソースを活用することができる。このツールキットの目的であるこれら3つの基準を実行することで、組織として母乳育児に快適な環境づくりに大いに役立つものとなる。各ツールキットには、発生する可能性がある一般的な問題の解決策を見つけるための詳細な情報が含まれており、実装プロセスを簡単なものにするためのテンプレートと例も含まれている。母乳育児にやさしい職場認定の対象になるように組織を設定するのにも役立つ。

各ツールキットは個別に 300AU ドルまたは 450AU ドルで購入するか、または3個セットとしてツールキットを購入することで 100AU ドルの節約もできる。また、それらをまとめて保管するための作業ファイルと、追加の ABA リソースを無料で入手できる。さらに、ツールキットのセットを購入してから 12 か月以内に BFW 認定審査を申請すると、組織は認定審査料の割引を受けることもできる。

法的にも子育て中の雇用で差別された場合の保護が確立されている。差別を経験していて、権利や法律についてもっと知りたい場合に地域の人権/差別防止委員会またはオーストラリア人権委員会に相談することもできる。

例：地域の人権・差別防止機関連絡先

ACT	hrc.act.gov.au	02 6205 2222
WA	eoc.wa.gov.au	08 9216 3900
NSW	antidiscrimination.justice.nsw.gov.au/	-
NT	adc.nt.gov.au/	1800 813 846
QLD	adcq.qld.gov.au	1300 130 670
SA	lawhandbook.sa.gov.au	-
TAS	antidiscrimination.tas.gov.au	1300 305 062
VIC	humanrightscommission.vic.gov.au/	-

¹⁸¹ <https://www.breastfeeding.asn.au/workplace/resources/bfw-toolkits>

<仕事復帰の際にできるポイント¹⁸²>

多くの母親は仕事と母乳育児をうまく組み合わせている。職場環境は常に変化し続けており、より多くの女性が労働力として戻るにつれて、今や多くの職場で個々の家族の責任の重要性に対する意識が高まり、これが職場の方針に盛り込まれている。残念ながら、母乳育児は依然として女性に任せられ、個人的に雇用主と話し合うことになっているが、多くの州には、雇用主が家族の責任を持つ個人を差別できないことを保証する法律が存在している。

雇用者のために設計された無料の情報シートは、地元の ABA グループから入手可能となっている。これには、従業員と雇用主にとっての母乳育児の重要性、および母乳育児中の従業員の要件に関する情報が含まれている。情報は、ABA の Breastfeeding Friendly Workplace¹⁸³ ウェブサイトからも入手できる。

母乳育児と仕事復帰に向けてのステップ

- ・休暇前に（理想的には出産休暇に入る前に）母乳育児の要件について雇用主と話し合う。
- ・快適な椅子、搾乳した母乳を保存できる冷蔵庫、電動搾乳器または手動搾乳器を保存するための場所を備えたプライベートルーム、そして昼休みやその他の休憩時間に母乳を搾乳する時間の必要性。時間は一日の終わりに補うことができる。
- ・EEO（雇用機会均等法）のコンプライアンス担当の役員、人事部グループまたは社員グループがいる場合、または当事者が組合の一員である場合は、彼らまたは組合の考え方や母乳育児方針に関する知識を確認する。
- ・赤ちゃんを職場に連れてくることのできる可能性について、および休憩中や昼休み中の母乳を与える可能性、柔軟な勤務時間や休憩について雇用者と話し合う。
- ・すべての選択肢を検討し、創造力を持ち、粘り強く、前向きであることが肝要。
- ・母乳の搾乳セッションをより早くするために電動搾乳器の購入を検討。
- ・母乳の搾乳は、最初は難しいように思えるが、多くの働く女性はとても早く上達するため、その利点を考えると最初に努力する価値があることに着目する。

¹⁸² <https://www.breastfeeding.asn.au/bf-info/breastfeeding-and-work/can-you-return-work-and-still-breastfeed>

¹⁸³ <https://www.breastfeeding.asn.au/workplace/>

ABA から発行されている小冊子「母乳育児：女性と仕事（Breastfeeding: Women and Work）」や「母乳育児：母乳の搾乳と保存（Breastfeeding: expressing and storing breastmilk）」には、育児に関する選択肢、保育施設などのケア引受人の選び方、搾乳方法についての有益な議論が含まれると共に、上手にゲップをさせる方法や、母乳を保管および輸送するためのヒントなど、乳児期のさまざまな段階における課題に対処し、時間とエネルギーを上手に節約するための戦略についても説明している。これらの小冊子は ABA ショップ¹⁸⁴から購入できる。

（3）保育施設による母乳育児支援の内容や方針¹⁸⁵

ア 保育時間内に母親に代わって授乳するための母乳の持込・保管方法の工夫や母親が保育施設に授乳に来るといような制度や対応

オーストラリア政府としてガイド冊子を発行し支援している。

PDF 版¹⁸⁶を参照する。

仕事復帰の準備のためのチェックリスト

（ミルクの持ち込みの際の注意点、保管方法など）

- 仕事場で母乳搾乳する場所や、母乳を保存する冷蔵庫の有無、母乳の搾乳に短い休憩が取れるかどうかを確認
- 自分の方法で母乳の搾乳の練習
- 子どもがミルクの瓶（もしくはコップ）を一緒に持っていくことの確認
- 少なくとも2日分のボトルを準備
- 2個の耐熱容器と保冷剤を準備し、保育施設用と搾乳したミルクの持ち帰り用に確保しておく
- 母乳育児中にはアルコールを摂取せず、喫煙から離れていることが一番安全であることを忘れないこと

「母乳育児のためのケアギバー用ガイド」（Caregivers Guide to the Breastfed Baby）

¹⁸⁷では、一般的な情報/保存と授乳の準備と衛生面、赤ちゃんへの授乳、ボトル授乳

¹⁸⁴ ABA から発行されている情報提供用小冊子の購入サイト

<https://shop.breastfeeding.asn.au>

¹⁸⁵ 調査手法：

検索サイト「Google」にて「breastfeeding australia childcare support」をかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照。

¹⁸⁶ オーストラリア政府による支援ガイド冊子

[http://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/content/4C69FAE2E1F84B16CA257BF00020AA97/\\$File/HEPA%20-%20DL%20Brochure%20-%20Breastfeeding%20and%20Returning%20to%20Work%20-%20LR.pdf](http://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/content/4C69FAE2E1F84B16CA257BF00020AA97/$File/HEPA%20-%20DL%20Brochure%20-%20Breastfeeding%20and%20Returning%20to%20Work%20-%20LR.pdf)

¹⁸⁷ <https://www.breastfeeding.asn.au/bfinfo/caregivers>

のペース、赤ちゃんを落ち着かせる方法、母親がすぐに戻ってくる場合などの各分野で、ケアギバーが母親の代わりにミルクを与える際のヒントについて説明している。

イ 保育時間外の授乳に関する母乳育児促進のための指導や啓発活動

前述の Caregivers Guide to the Breastfed Baby（母乳育児のためのケアギバー用ガイド）にはさらにどのように母親の助けになれるかが記述されている。母親が赤ちゃんに母乳を与えるため家や保育施設に来るアレンジをしている場合は特に、ケアギバーのサポートは重要な意味を持つ。赤ちゃんの落ち着きにも影響を与えるし、母親が母乳育児を続けるための大きな助けとなる。

(4) 職場での母乳育児支援の内容や方針¹⁸⁸（授乳室の設置など）

ますます多くの職場が母乳育児をする女性が仕事に戻るのを積極的にサポートするようになってきている。地方と都市部では多少の差異がある場合もあるものの、多くの職場は「母親に優しい職場」に指定されており、施設を母乳の搾乳や保管に利用でき、母親は乳児の母乳育児や搾乳のために「授乳期休憩」を取ることができるようになっている。

ア 教育機関

例としてオーストラリアカトリック大学（ACU, Australian Catholic University）¹⁸⁹では、その職員の仕事と生活のバランスの達成を支援し推進しており、また勉強しながら自分の子どもを母乳で育てたい学生のニーズにも敏感である。これに関連して、本学は母子両方にとって母乳育児の重要性を認識し、母乳育児と雇用または勉強を組み合わせたい女性を支援している。

ポリシーの一例

- 1) 母乳育児を理由とする直接的または間接的な差別を排除することをモットーに、各キャンパスに適切な設備の整った子育てルームを提供している。
- 2) 妊娠中または授乳中の職員または学生は、地元の乳児福祉センター、ABA または保健高齢化省から、授乳と仕事または勉強を組み合わせることに関する情報にアクセスできる。
- 3) 子育ての必要性（母乳育児を含む）を持つスタッフを支援するための様々な処置として、
 - ・ 育児休暇
 - ・ 産休
 - ・ 子育て休暇
 - ・ パートタイムおよびジョブシェアの取り決め
 - ・ 柔軟な作業方法などを挙げることができる。
- 4) 生徒は、母乳育児を含む子育て責任を支援するために、コース要件内で科目の負荷について交渉することができる。
- 5) ACU Children of Staff and Students on University Premises Procedure は、キャンパス内での子どもの存在に関してスタッフおよび学生に指導を提供することを目的としている。

¹⁸⁸ 調査手法：検索サイト「Google」にて「breastfeeding australia workplace support Employer」をかけて検索し、政府及び自治体など公的機関の情報や学術文献を参照。また、オーストラリア政府保健省のホームページも参照。

¹⁸⁹ https://policies.acu.edu.au/hr/equal_opportunity/breastfeeding

イ 国会議事堂

別の例として、2003年2月、ビクトリア州下院のメンバーである Kirstie Marshall は、母乳育児であった11か月の乳児が評議会に入る資格のない「見知らぬ人」であることを理由に、国会から追放された。その結果として、新生児を持つ母親用の特別な部屋が設けられることとなった。国会議事堂での子どもの扱い（議員の子育て支援）に関する報告¹⁹⁰によると、下院保健高齢化委員会は、2007年、国会議事堂が母乳育児にやさしい職場として ABA から正式な認定を受けるよう推奨し、2008年3月、議長がこれに同意し、国会議事堂で母乳育児中の母親を支援する施設の設置作業に着手、国会議員および建物内の他の関係者のための母乳育児または母乳搾乳用に2つの小さな部屋が国会議事堂の両側に設けられた。2008年10月17日に国会で、母乳育児にやさしい職場の認定証明書が授与された。

政府機関又は民間機関であれ、母乳育児中の母親を支援する施設を設ける取り組みは積極的に行われている。

ウ 職業組合（教職員組合）

さらに別の例として QLD の教職員組合の規定¹⁹¹を挙げる。

教師を含むクイーンズランド州の公務員は、乳児への授乳または母乳搾乳するために、毎日最大1時間の有給休暇を取る権利がある。この権利は、公共サービス委員会の方針「母乳育児と労働」（Breastfeeding and work policy 3.9）¹⁹²で規定されている。この QUTU パンフレットは、教師と校長が協力して「職場での女性の母乳育児および/または母乳の授乳」を支援するという方針の意図に沿った適切な取り決めを実現するための情報とアドバイスを提供するものである。さらに、母親の仕事復帰への移行を助ける。

・休憩交渉：

学校では、休憩のタイミングと頻度について、職員と校長の間で交渉する。最善の結果を得るために、仕事場で母乳育児や母乳搾乳を計画している女性は、育児休業から仕事に戻る前にできるだけ多くの意思を通わせる必要がある。方針によると、「授乳休憩の頻度、時間、タイミング」は以下の通りである。

¹⁹⁰ オーストラリア国会の関連ページ”Children in the parliamentary chambers”
https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp0910/10rp09

¹⁹¹ https://www.qtu.asn.au/application/files/3715/3325/6451/Breastfeeding_and_lactation_breaks_at_work_Jan2018.pdf

¹⁹² 「母乳育児と労働」（Breastfeeding and work policy 3.9）

https://www.forgov.qld.gov.au/system/files/documents/breastfeeding-work-policy_0.pdf?v=1493858436

- ・子どもの年齢や母乳育児のパターン、場所により影響を受ける可能性がある。
- ・必要な柔軟性を確保するために、従業員と雇用主の間で交渉および合意が必要である。

この方針では、「従業員は、職場への混乱とサービスの提供を最小限に抑えることに重点を置いて、適切なビジネス上および組織上のニーズを考慮に入れることが、授乳期のタイミングを確実にする義務を負うこと」と述べている。それはまた、「授乳期休憩と柔軟な就労オプションの要請に関して下された決定は、公正で、透明で、見直しが可能でなければならない」と述べている。正式な書面による合意があることが強く推奨されている。学校の指導者は、地域の人事担当者に相談して助言と支援を求めることが奨励される。

エ その他

メルボルンベースの母子保健支援団体によって推奨されている母乳育児率の向上のためにできる7つのポイント¹⁹³のうちひとつを以下に挙げる。

・病院での乳児初期用粉ミルクの提供の削減

研究によると、出生後最初の2～3日以内にいかなる形の粉ミルクも摂取していない健康的な満期産児は6か月後も母乳を続ける可能性が高いが、まだ病院にいる間に多くの乳児に粉ミルクが提供されている。

母乳育児医学のベストプラクティスを促進するためのプロトコル（ABM, Academy of Breastfeeding Medicine Supplementation Protocol）は、いつ粉ミルクの補給が必要か、または必要でないかについての優れた証拠に基づいた情報を提供している。

（5）その他の母乳育児支援の取組

ア 医療従事者のための母乳育児教育の改善

医療従事者は、母乳育児支援と正確で最新かつ証拠に基づく母乳育児情報を提供するように適切に訓練されることが重要であるが、研究によると、多くの医療従事者は母乳育児の知識に関してはまだ不十分である。母乳育児について多くの医療専門家、特に一般的に新しい母親にとって最初の窓口となる人を教育するためのより良い枠組みを確立する必要がある。International Board Certified Lactation Consultants（IBCLC）はこの面での母乳育児の専門家で、膨大な量の教育と経験に基づき、医療従事者のための母乳育児教育を行う。

¹⁹³ <https://www.bellybelly.com.au/breastfeeding/7-things-needed-to-increase-breastfeeding-rates/>

イ 乳児に優しい病院作り

最善の方法で母乳育児を始めるために病院が実行できるいくつかのプラクティスは次の通りである。

- ・ 出生後すぐにスキンコンタクトができる部屋（赤ちゃんと同じ部屋にいる）
- ・ 医学的に指示がない限り（または母親が望んでいるのでない限り）粉ミルクを与えない
- ・ 新しい母親へのヘルスケアのサポートの提供

病院で出産を計画しているなら乳児に優しいと認定された病院を選ぶことにより、上記のプラクティス（記載された以上に増加する可能性あり）が病院の方針となることを意味する。これにより母乳育児を確立し、確実な母乳育児期間をさらに伸ばすよう助けるものとなる。

ウ WHO コードの実施

WHO コードとは、母乳代用品の国際マーケティングコード（International Code of Marketing of Breast-milk Substitutes）¹⁹⁴で、母乳代用品、哺乳瓶、乳首の販売を規制することを目的とした、世界保健機関（WHO）の加盟国に対する一連の勧告である。人工乳を使用する家族は、信頼できる情報に基づいた決定を下せるようにする必要があるため、この情報は収益動機や業界の宣伝によって誤った情報とならないようにする必要がある。WHO コードは、こうした母乳代用品のマーケティングによる搾取を防止するように設計されている。WHO コードに対するオーストラリアの対応は、オーストラリアにおける乳児用調製乳の販売（MAIF, Marketing in Australia of Infant Formula）協定¹⁹⁵を導入するためのもので、オーストラリアでの乳児用調製乳の製造業者と輸入業者間の自主的な自主規制行動規範である。

MAIF 協定では、企業は乳児用調製乳（0～6 か月）またはフォローオン調製乳（6～12 か月フォローアップミルク）を宣伝することはできないと規定されている。同協定は、幼児用調製乳（12 か月以降）を含む、WHO コードの対象となる他の多くの事項には適用されない。したがって幼児用ミルクの販売には制限がなく、これらは積極的に販売されているのが現実である。

調査によると、多くの親は乳児用と幼児用調整乳を区別しておらず、ブランドを認識しているだけであることがわかっている。MAIF 協定は母乳育児を促進し保護するためにいくらか役立つが、WHO コードの実施ははるかに効果的である。

¹⁹⁴ 母乳代用品の国際マーケティングコード（通称 WHO コード）”International Code of Marketing of Breast-milk Substitutes”
<https://www.who.int/nutrition/publications/infantfeeding/9241541601/en/>

¹⁹⁵ Infant Nutrition Council（母乳及び人工乳支援の業界団体）による MAIF 協定
<http://www.infantnutritioncouncil.com/marketing-codes/maif/>

エ 改善された育児休暇の方針

オーストラリアでは現在、公的資金による有給育児休暇制度を採用している。これは、該当する従業員に国内最低賃金で18週間までの有給育児休暇を提供するものである。一方同じく公的な有給育児休暇制度を有するノルウェーでは、全額支払で46週間、または80%支払で56週間という寛大な育児休暇制度がある。子どもが3歳になるまでパートタイムで休暇を取ることができる。おそらくこれは、ノルウェーで出産後99%の女性が母乳育児を始め、80%がまだ6か月後にも、46%が12か月間後も母乳育児をしている理由の一部であると考えられる。

オ さらに母乳育児に優しい職場

研究により、仕事復帰は母乳育児率に影響することが分かっている。例えば、ある研究¹⁹⁶では、6か月またはそれ以前に職場に戻った母親のうち、58%が母乳育児を減少または中止して職場に戻ると報告していることを示したとのことである。ABAは、母乳育児のための職場支援を奨励するためのイニシアチブを開発した。母乳育児にやさしい職場(BFW)プログラムは、職場から母乳育児の障壁をなくすことを目的とした全国的なコンサルティングサービスである。認定プロセスを通じて、BFWプログラムは、母乳育児中の母親が職場に復帰するための支援的な環境を作り出すために雇用主を支援する。このプログラムは、柔軟な仕事の選択肢、協力的な環境、授乳期休憩、適切な施設など、協力的であることが知られている特定の基準を開発しているため、より多くのBFW認定職場は、より多くの母親が仕事に戻り、母乳育児を続けることを支持されることを意味する。

カ 母乳育児の標準化 (Normalise Breastfeeding)

何度も同じ物を見ることは、人の世界観に大きな影響を与えるものである。物事が頻繁に見られると、それらはよく知られたものとなり、意識に深く入る。そのため、母乳育児の写真がインターネット上、雑誌の表紙、診療所の壁などに数多く見られるなら、母親が公の場で母乳育児をすることが普通であることをより多くの人々が理解するのに役立つ。これらすべてが私たちの社会を変え、母乳育児を標準化するのに役立つものとなる。

¹⁹⁶ 参考：母子保健支援団体 <https://www.bellybelly.com.au/breastfeeding/7-things-needed-to-increase-breastfeeding-rates/>

平成 30（2018）年度
「北欧・オーストラリアにおける母乳育児支援の実態調査」
報告書

調査委託：ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)

平成 31 年 3 月
JSPS 科研費 JP18H03100
基盤研究 (B)
女性活躍推進時代に働く女性と男性の
地域包括子育て母乳育児支援プラットフォーム構築

平成 31（2019）年 3 月

研究代表者 井村 真澄
日本赤十字看護大学
TEL 03-3409-0875 FAX 03-3409-0589（代表）
URL <http://www.redcross.ac.jp/>
【非売品】無断転載を禁止します。